The Article 9 Society Hiroshima
会報 90 号
2016年7月
第九条の会ヒロシマ

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　　FAX：082-283-7789（佐々木孝）
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）URL：http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

ストップ！　憲法改悪

今年 2 回目の 8.6 新聞意見広告にご参加ください

8 月 6 日朝 7 時～ 8.6 新聞意見広告のカラーコピーを
原爆ドーム前で配布します。どうぞご参加ください。

みんなで作る意見広告　メッセージ募集中

メッセージは31字以内　締め切り　7月11日まで
振り替え用紙のメッセージ欄に書いてお寄せください。

申込方法　まわりの方々に呼びかけてご参加ください！

- ◆ 賛同金　　個人１口　1,000円　　団体１口　5,000円
- ◆ 申し込み方法　意見広告チラシの振替用紙をご利用ください。
  7月16日までに振り込まれるか
  7月22日までに直接お渡しくださると
  8.6の意見広告にお名前が掲載できます。
  郵便振替：　01390－5－53097　「第九条の会ヒロシマ」
- ◆ お名前掲載（可・不可）　匿名も可。ペンネーム、ニックネーム大歓迎。
- ◆ ８・６新聞意見広告紙面コピー送付（要・不要）
  （会員さんには９月中に会報とともに送付します）

６月にご参加いただけなかった方も、８.６は是非ご参加ください。
さらに1000人のご参加で3000人を目指しています。しかし ２回の掲載にはまだ**200万円**足りません。再カンパも大歓迎です。
よろしくお願い致します。

HELP　**あなたも平和のスポンサーに!!**

「投票に行こう、改憲、原発再稼働、戦争法を止める」

6 月 26 日、約 2000 人に賛同して頂き新聞意見広告を掲載することができました。ご協力に心より感謝申し上げます。なぜ安倍内閣の支持率が下がらないの？！と苛立ちますが、あの政権は危険だと気づく人が増え、どの世論調査でも改憲反対が多くなりました。意見広告のテーマも「安倍政権 NO！　戦争する国づくり＝改憲という参院選の争点を見抜いて投票しよう」なのです。

沖縄で戦争法の実態が見えました。

施行された１ヶ月後、またしても米軍関係者が女性を暴行・殺害し、遺棄する凶悪犯罪を引き起しました。しかも事件は「屈辱の日」である 4 月 28 日であり、悲しみと怒りがこみ上げます。住民の 4 人に一人が亡くなった地上戦、敗戦後も 22 年間米国の統治下にあり、施政権返還後も基地は置かれたまま、沖縄の犠牲の上の平和はありえません。人々の命、人権を守らない政府に、辺野古新基地建設反対を飛びこえ「海兵隊撤退！」、沖縄だけではなく国会前で、全国各地で、悲しみと怒りでいっぱいになりました。出撃基地だった廣島・呉、私たちも黙っていては再び加害者にされます。戦争法はやっぱり廃止です。

非核・非戦を誓う8月６日、今年２回目の新聞意見広告掲載

7 月 10 日参院選の投開票がされますが、結果がどうあれ、安倍政権退陣のために全国で困難を乗り越え 1 つになって行動した意味は大きいのです。私たちは一人ひとりが人間らしく平和に生きる社会をめざし改憲するなと訴え続けます。その思いを込めた8.6新聞意見広告に、ご支援をよろしくお願い致します。（藤井純子）

会報90号　　もくじ

1　8.6新聞意見広告にご参加ください　藤井純子
2　日本の若者は米国のために血を流せ?!　横原由紀夫
4　伊方原発立地点の不適性を浮き彫りにする熊本地震　湯浅一郎
6　第19回許すな!憲法改悪全国交流会-北海道５区補選を闘って　山口たか
8　オバマ大統領来広と在韓被爆者問題　中谷悦子
10　呉の教科書不正採択を糾す!　山川滋
12　憲法9条と日本の安全を考える―２　井上正信
16　「NNAF2016」と「反核世界社会フォーラム」参加報告　渡田正弘
18　戦争法廃止、安倍政権退陣を求め、沖縄に連帯する広島の行動
19　活動報告
20　お知らせ　後記

日本の若者は米国のために血を流せ！

―集団的自衛権を支持するのですか―

横原由紀夫（第九条の会ヒロシマ世話人）

■　参院選の真の争点は「改憲」

安倍首相は、“参院選は消費増税の再延期とアベノミクスの成果”を問う選挙だと強調。

いつもの“争点隠し”、誤魔化しの手法である。2012 年の総選挙（第 2 次安倍内閣発足）の衆院選では“TPP 絶対反対”と訴え大勝した。選挙後、“TPP 交渉参加”と態度を豹変した。

それ以降の選挙では、「経済政策を前面に打ち出して信を問う」やり方を繰り返している。

そして、選挙に勝つと、争点として問われていなかった政策を多数の力で押し切るのである。

選挙で「争点を隠すかボカシ」、勝てば本当にやりたかった政策を強行するのである。

13 年の参院選、14 年の衆院選では「アベノミクス」をアピールし勝利。ところが選挙後は何をしたのか。

13 年参院選後は、「特定秘密保護法（言論の自由を制限）、国家安全保障会議設置」を強行。その間には、“武器輸出禁止の解除、原発再稼働、原発輸出”等へ突き進む。

14 年衆院選後は、「集団的自衛権行使の閣議決定（歴代の自民党政権は現行憲法の下では出来ないと主張していた）」という憲法無視の政治。その結果、15 年 9 月、憲法を無視し「安保関連法案（戦争法）」を強行採決した。参院では議事録を改竄までした。

15 年 4 月の訪米で“日米新ガイドライン”を締結し米軍との一体化を進めた。米国議会演説では、国会に上程もしていない「安保法制」の成立を米国へ約束する。

その上、人事権を悪用して、安倍首相を支持する人物を主要ポストに就ける異例の人事を強行した。内閣法制局長官人事、日銀総裁人事、NHK 会長人事である。

首相に批判的な TV 局や新聞に対しては圧力を加え脅す。教育への介入もあからさまになっている。“ヘイトスピーチ”に代表される「排外主義、ナショナリズム、差別」を煽る行為は“言論の自由”として規制には慎重な態度を取り続け、報道機関に対しては“表現の自由を制限”するという二重基準を採用している。気に入らない人物や組織に対しては、インターネット、電話、FAX などを活用して「非国民」攻撃などを繰り返し、“自由にものを言えない、自粛・萎縮・自己規制”社会を創り出してきた。

安倍首相は「行政府・立法府・司法府」の長を実質的に握り暴走している。与党の公明党は存在感を失っている。

今夏の参院選の真の争点は、「憲法 9 条改憲、国家主権憲法制定」の是非である。

米国の若者は日本のために血を流すのに、日本の若者は米国のために血を流さなくてよいのか―を問うているのである。

“米国の若者が本当に日本のために血を流すのか”、“米軍基地は本当に日本を守るために存在しているのか”などなど、真剣に考える時を迎えている。日米安保条約は“米国の国益を守るための条約”であることは明らかになっている（米国議会での証言記録など）。

日本は戦後一貫して「憲法 9 条」の下では集団的自衛権行使は出来ない、と米国に主張してきた。しかも、安保条約は「米ソ冷戦体制下」の条約である。仮に、安倍首相の主張するように“米軍が抑止力”になっておりそれで日本の平和が保てると言うのであれば、沖縄だけに犠牲を押付けるのではなく「日本中を米軍基地」にすればよい。

消費税増税再延期とアベノミクスの成果（1 億総活躍社会というスローガンの内実は、1 億総貧困社会の到来である：筆者註）を問うという見せ掛けの争点に騙されれば、安倍首相念願の改憲勢力 3 分の 2 を達成するであろう。3 回も騙される国民は馬鹿にされる。

■”与党とその候補者を支持しない”

生長の家という宗教法人は、6 月 8 日、今夏の参議院選挙に対する方針を決定した。生長の家とは、「日本会議」の生みの親ともいえる団体である（日本会議は元生長の家の信者が中心的な役割を果たしている）。

声明文は、安倍政権の問題点が指摘されきちんと批判されており一読に値する。全文を掲載できないので要点のみ記載する（筆者）。

●安倍政権は民主政治の根幹をなす立憲主義を軽視し、福島第一原発の惨禍を省みず原発再稼働を強行し、海外に向かっては緊張を高め、原発の技術輸出に注力するなど私たちの信仰や信念と相容れない政策や政治運営を行ってきたからです（声明文より）。

●安倍政権は、旧態依然たる経済発展至上主義を掲げるだけでなく、一内閣による憲法解釈の変更で「集団的自衛権」を行使できるとする”解釈改憲”を強行し、国会での優勢を利用して１１本の安全保障関連法案を一気に可決しました。これは、同政権の古い歴史認識に鑑みて、中国や韓国など周辺諸国との軋轢を増し、平和共存の道から遠ざかる可能性を生んでいます。

また、同政権は、民主政治が機能不全に陥った時代の日本社会を美化するような主張を行い、真実の報道によって政治を

チェックすべき報道機関に対しては、政権に有利な方向に圧力を加える一方で、教科書の選定に深く介入するなど、国民の世論形成や青少年の思想形成にじわじわと影響力を及ぼしつつあります（声明文より）。

●声明文では、教団が過去「改憲」を主張してきた理由と経緯に触れながら、当時の米ソ冷戦時代と冷戦後の状況変化に対す る教団の考え方を述べ反省点も述べている。

日本会議の主張する政治路線は、生長の家の現在の信念と方法とはまったく異質のものであり、時代錯誤的です―と述べている。

日本会議のイデオロギーは宗教的な観点から言えば”原理主義”と呼ぶべきものです―と原理主義の危険性を指摘している（声明文より）。

”日本を再び間違った道へ進ませないために、安倍政権の政治姿勢に対して「反対」の意思を表明します”と結んでいる（声明文より）。

●生長の家の声明文が安倍首相と日本会議に届くことはないだろうが、宗教団体として素晴らしい方針、理念を発表されたことに敬意を表したい。

■　日本の進路を決定する参院選！　私たちの勇気が問われている！

安倍政権が何をもたらしたのか？

大企業・お金持ち優遇政治・米国追従政治の結果、防衛費は突出、社会保障・社会福祉の後退で格差拡大・貧困社会への道を歩んでいる。非正規労働者が増大し正社員は減少。

『下流老人－一億総老後崩壊の衝撃（著者：藤田孝史）』、『女子大生風俗嬢　若者貧困大国・日本のリアル（著者：中村淳彦）』というレポートがある。若者も高齢者も貧困化が進んでいる、という衝撃のレポートである。日本は異常な社会へ突入している。

消費税が増税できなければ社会保障・社会福祉政策は実現できない、と政府・マスコミは主張する。だがその一方で、超大企業トヨタは「09 年から 13 年までの 5 年間、国内で法人税等を払っていなかった」という事実がある。詳細は省くが、企業に対する優遇税制の仕組みで、本当は儲かっているのに「税務上は赤字」という理由である。配当金は非課税という制度もあるから、増えたのは「内部留保金と配当金」である。トヨタは、15 年 3 月期の連結決算で、グループの最終利益が 2 兆円を超えた（日本企業として初めてのこと）。

自民党への「政治献金」は、1 位：日本自動車工業会、 2 位：トヨタで、この二つで 1 億数千万円の政治献金である。政治献金の多い企業を優遇する政治が行われているのだ。

これが、安倍政治の実際の姿である。増税される国民、減税される大企業日本である。

”不公平な税制”を憲法で定める”公平な税制”に改めればよい。税金は所得に応じて公平に支払う制度にすれば、消費税はなくとも税収は増える。節税と称する脱税、租税回避などを厳しく取り締まれば税収は 15 兆円以上増えるとの試算もある。

＜公明党の罪＞6 月 19 日、沖縄で 6 万 5 千名を超える参加者により「県民大会・抗議集会」が開催された。5 月 19 日に発覚した”沖縄の 20 歳女性が元米海兵隊員により暴行・強姦・殺害・死体遺棄” された事件への抗議である。『海兵隊撤退、基地縮小、日米地位協定の抜本的改定』などを求める決議がされた。だが、公明党とその支持団体は、「要求が政治的である。主催団体が革新的だ」との理由をつけて不参加を決め自民党も同調した。それを受けて、菅官房長官は ”全県民の大会ではないから影響は余りない” と言い切る。公明党は「沖縄県民のために存在する政党ではなく、安倍政権のために存在する政党」であることを明確にした。

沖縄は 72 年復帰以降でも米軍による犯罪が 5800 件に及び、凶悪犯罪の検挙件数は 574 件もある。そして、地位協定によって日本の司法が及ばないから犯罪を犯した米兵の大半は本国へ帰り罪に問われない。”沖縄は我慢の限界を超えた” のである。

『第 2 の容疑者は日米両政府、沖縄に犠牲を押付けてきた本土の私たち』の責任が問われている。沖縄で何が起きようと ”自分には関係ない。日本が嫌なら沖縄は日本を出て行け” と叫ぶ人々が存在する本土、無関心でよい筈がない。

”沖縄の多くの人々は、政府に隷従する・米国に隷従する道を拒んだ” のである。

参議院選、選挙を棄権する人びとは ”政府に白紙委任” することである。自らの権利を ”如何なる理由があろうと放棄する” 行為は犯罪だと言える。私たちの投票結果が今後の日本の姿を決めるのである。政治が堕落・腐敗し劣化した原因は、余りに低い投票率と厳しさに欠けるマスコミにある（甘利元大臣の責任を追及しないマスコミの萎縮など）。

政治を市民の手に取り戻すため、自由・平等・立憲主義を求めて起ち上がる勇気が問われている選挙ではないだろうか。

（2016 年 6 月 20 日記）

註：東北アジア情報センター 39 号（6 月 1 日号）の拙論「安倍首相のウソに騙されるな！」も参考にして頂ければ幸いである。

註：推薦図書

『政府は必ず嘘をつく・増補版』堤未果（角川新書）、『日本会議の研究』菅野完（扶桑新書）、『消費税が社会保障を破壊する』伊藤周平（角川新書）、『原発プロパガンダ』本間龍（岩波新書）、『自発的隷従論』ラ・ボエシ（ちくま学芸文庫）

伊方原発再稼働をさせない

―伊方原発立地点の不適性を浮き彫りにする熊本地震ー

湯浅一郎（環瀬戸内海会議副代表、ピースデポ副代表）

福島事故以来、日本では４年間、原発は動いてなかった。唯一、動いていたのは米原子力空母「ジョージ・ワシントン」の原子炉２基のみである。そうした中、15 年 8 月の川内に続き伊方原発の再稼働への動きが急である。川内原発が定期点検に入る 9 月直前の 8 月末商業運転をめざしていると見られる。

１）熊本地震が示唆する伊方原発立地点の不適切性

４月半ば、今、再稼働の焦点となっている伊方、川内を稼働させることはいかがなものかと言わんばかりに、その中間点に位置する熊本で直下型の大地震が発生した。16 年 4 月 14 日 21 時 26 分、日奈久（ひなぐ）断層帯の深さ 11km でM6.5 の地震。最大震度 7。益城町 KMMH16 地表点で最大加速度　水平 1580 ガル、鉛直 1399 ガルを観測。同 4 月 16 日、1 時 25 分、布田川（ふたがわ）断層帯の深さ 12km でM7.3 の地震。最大震度 7。益城町 KMMH16 地表点で最大加速度　水平 1362 ガルを観測。ほぼ同時刻にM5.7 のかなり大きな地震が湯布院から別府を走る万年山断層で発生。

熊本の本震の発生と同時に、相当離れた大分に連動したことが不気味である。その先には、佐賀関、佐田岬を経て伊方がある。南西から東北に向かうこの方向は、明らかに中央構造線に沿っている。九州では阿蘇山等の火山活動により地表面に断層崖が見えないが、下層では四国と同じ構造が存在していることは間違いない。熊本地震は、西南日本を南北に分断する中央構造線の周辺の活断層で、直下型の M7 クラスの大地震が発生することを改めて思い起こさせている。伊方原発に近接して熊本地震並みの地震が起きない保証はない。しかるに、伊方原発の基準地震動の最大加速度は、水平 650 ガル、鉛直 485 ガルである。益城町で観測された加速度の半分もない。この際、原子力規制委員会は、川内原発を停止し、伊方原発の再稼働への準備を止め、早急に基準地震動の見直しをすべきである。

２）防災計画の策定と当事者性

政府は、福島事故を踏まえ、「原子力災害対策指針」により「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）として「原子力施設から概ね 30ｋｍ」圏内を目安に避難計画の策定を自治体に義務付けている。これは、少なくとも 30ｋｍ圏内の自治体は、被害者としては原発の当事者であることを政府として認めたことを意味する。それならば、それらの自治体は、原発再稼働の決定に当事者として関与する権利があるはずである。しかるに川内原発は薩摩川内市と鹿児島県知事が容認しただけで再稼働した。伊方原発も同じ扱いで済まされようとしており、この流れは福島事故以前と何ら変わらない。この限りにおいて、原発に依存する財政構造の慢性化で、地元自治体が短期的に生き延びるためには毒をも食らうという選択をすることは自明である。

当事者とは誰かを争うべきである。まずは再稼働是非の判断にあたり、せめて 30ｋｍ圏内全自治体の意向を踏まえて行うべきとのルールをつくらせねばならない。ここで一つの有効な戦術として、高浜原発を巡る攻防に見られる仮処分請求がある。高浜 3,4 号機に関する仮処分の経過は、それを実証している。とりわけ立地県を超えた滋賀県民による仮処分請求に対する大津地裁の決定は当事者性に一石を投じている。伊方原発に照らせば広島県、山口県、高知県での取り組みの意義が高まっている。

更に私は、30ｋｍ圏内だけで福島の事態を踏まえたことになるのかという疑問にこだわりたい。福島事故は、様々な形で人々の暮らしと生き方を強制的に変更したばかりか、あらゆる生命の生息環境の隅々に放射能汚染をもたらした。各原発が福島並みの事故を起こした場合、山、川、湖、そして海の汚染の側から当事者性を問うべきである。

３）伊方原発で福島のような事故が起きたら：

福島原発事故以降、原子力規制行政は、従来の「原発は絶対に苛酷事故を起こさない」から、「いかなる原発も苛酷事故を起こす可能性がある」に劇的に方針転換した。その考え方に則り、原子力規制庁は、自治体が地域防災計画を策定する際の参考として 16 原発で放射性物質の拡散シミュレーションを行い、2012 年 12 月、公表した。これは、事故時の放射能の拡散についての一つの目安となる。伊方の全原子炉（加圧水型軽水炉（PWR）３基、総電気出力 202 万 kw）で炉心溶融が起きた場合、瀬戸内海はどうなるのか。

1 大気からの降下

風の分布から見れば、半分近くが南北方向に拡散し、その多くが伊予灘・広島湾と豊後水道・宇和海に降下する。もう一つは偏西風の影響で、物質は東に向けて移動し（60ｋｍ松山、190ｋｍ高松、300ｋｍ大阪）、ひいては大気大循環に乗りグローバルに拡散するものもでてくる。

2 原発から海へ直接的に漏出

原発サイトからは、崩壊熱へ対処するため溶融燃料に直接触れた高濃度の汚染水が流出する可能性が高い。平地の少ない伊方では汚染水を一時貯蔵するタンク群を建設する土地の確保もできず、福島以上に多くの汚染水が海に流出する。

3 大気経由の降下物による陸や河川、湖沼の汚染

福島事故に伴い事故時の気象条件に対応して、山間部などに高濃度の汚染地帯ができる。山口県から広島県方面、さらに中国山地に降下した放射能は、小瀬川、太田川、黒瀬川、沼田川、芦田川などを汚染し、広島湾や備後灘に流入する。

4　瀬戸内海の環境への影響

a）海水や海底の汚染

瀬戸内海は、潮流が卓越する往復流なので、福島のように一方向に流れない。上げ潮、下げ潮で行ったり来たりしながら、少しづつ残余の流れ（潮汐残差流）によって移動する。瀬戸内海における海水の入れ替わりは、灘単位でおよそ数か月、全域の海水が 90 パーセント替わるのに少なくとも 1 年半から 2 年はかかる。これに大気経由で海に降下する物質の汚染が加わる。

b）海洋生物（水産）、海洋生態系への影響

伊方の近くには、中島などイカナゴが産卵、夏眠をする砂堆が多く、そのイカナゴが汚染される。カタクチイワシの産卵場として伊予灘は重要である。イカナゴやカタクチイワシの汚染は、それを食べるタイ、サワラといった高級魚やスナメリクジラの汚染につながる。スズキ、クロダイ、タチウオなどの広域的汚染は何年も続く。瀬戸内海の水深は浅く、すぐに放射能が海底に到達するので、カニ、エビなど無脊椎動物やアイナメ、ヒラメなどの底層性魚も長期汚染を覚悟せねばならない。

広島湾のカキ養殖は、大気経由の降下物、原発から水として海に入った物質の 2 重の形で汚染される。

伊予灘、及び西瀬戸内海では、多くの種で操業自粛や出荷停止が続き、少なくとも 60 年は漁業ができない事態が続く。瀬戸内漁業の技術、人材、歴史、伝統は消失してしまう。これは、海を媒介として数千年以上に渡り近畿圏と大陸をつなぐ重要な役割を果たした瀬戸内文化圏にとっての死を意味する。

4）改めて福島第 1 原発事態から当事者性を考える

そもそも従来 10ｋｍ程度であったものを 30ｋｍに広げて防災計画を立てることに正当性はあるのであろうか。第 1 に国が、地方自治体に「強制立ち退きを強いる」避難計画を策定させるというシステム自体が不当である。避難計画の策定は、着の身着のまま避難するだけで、故郷に戻れる保証はなく、そこで生きている人々の生活権を否定する。第 2 に、30ｋｍを目安とした原子力災害対策は、事故による被害をあまりにも過小評価している。大飯原発訴訟判決で述べられたように、福島原発事故については、「原子力委員会委員長が福島第 1 原発から 250ｋｍ圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討した」のである。

原子力規制委員会による拡散シミュレーションは、福島第 1 原発についても行っている。しかし、拡散シミュレーション図から実際に福島事故で起きた沈着量の分布パターンと以下のような環境影響を想像することはできない。

・強制避難地域に次いで濃度の高い放射能雲が、福島県中通りを南下し、山脈沿いに栃木県北部、群馬県北部・西部、埼玉県西部、更には東京都の最高地点付近にまで拡散し、陸地に沈着している。
・茨城県、千葉県、埼玉県境の台地上にホットスポット的に高濃度地帯ができている。
・岩手県から千葉県までの 1 都 8 県に及んで、河川や湖沼のイワナ、ウグイ・アユ、ヤマメ、ウナギなど事故から丸 5 年がたつ現在も基準値を超える淡水魚の出現が続いている。

4月20日東京新聞

ば、原子力規制委員会の拡散シミュレーション結果は、現実のほんの一部分を推測しているだけになる可能性が高い。伊方原発の再稼働をめぐっては、少なくとも四国全県、中国、九州地方各県、近畿、東海、関東地方の自治体、市民、農漁業者の意向を聞いて判断すべきである。生存の基盤たる環境に放射能汚染の影響が及ぶ可能性のある自治体・住民は全て当事者であるとの原則を明確にさせることが急務である。立地自治体と県知事合意だけで手続きが進むことは止めねばならない。ひとたび事故になれば人知を超えた手に負えないもので、防災計画とか避難計画など策定しようがない。事故は起きてはならない。そのためには、原発依存を止め、ゼロにするしかない。

福島事故は世界三大漁場の中で最も優秀な三陸・常磐沖漁場を汚染した。＜これ以上、海を毒壺にするな＞という海のうめき声が聞こえる。伊方原発で事故が起きれば、宇宙が作りだす豊穣の海、瀬戸内海を台無しにする。海洋を含め、自然は無尽蔵でないし、海はゴミ捨て場ではない。今は、産業革命以降の人類の歩みを省察し、現代文明の脆弱な社会構造を振り出しに戻ってみなおすべき時である。

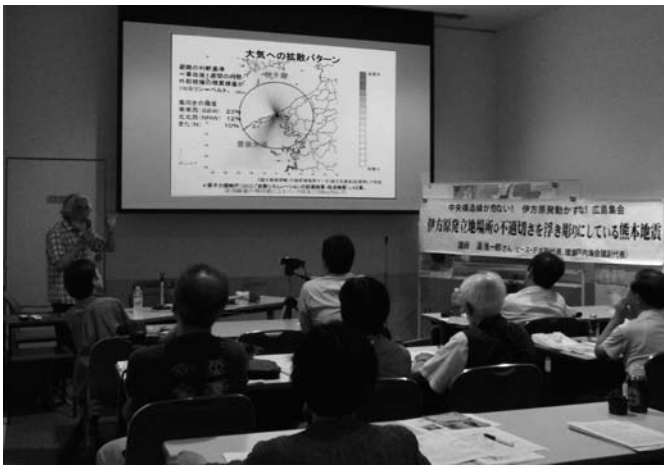

写真はビデオもとってくださった利元克巳さん

第 19 回許すな！憲法改悪！市民運動全国交流集会

山口たか（戦争させない北海道をつくる市民の会）

5 月 21,22 日、「第 19 回許すな！憲法改悪！市民運動全国交流集会」が札幌にて行われた。九州、広島、大阪、名古屋、東京、北海道各地から集い、150 名が参加した。例年は 2 月に開催されるが、札幌の場合、2 月は雪まつりで飛行機やホテルが高額や満員という時期で、吹雪で欠航も多いことから無理とあきらめていた。しかも今年は衆議院北海道五区補欠選挙が 4 月 24 日にあるというタイミングの悪さ。しかし 12 月に事務局長の高田健さん、広島の藤井さんはじめ事務局の方たちが来札し、相談の結果 5 月に実行と決まった。五区補欠選挙の直後で、準備不足、広報不足だったが多くの方のご協力で無事終了した。補欠選挙は、野党統一候補・池田まきさんを勝利させることができなかった。全国交流集会で勝利を宣言したかったが、野党も市民も力不足だった。

しかし、選挙戦からみえてきたこと、成果もたくさんあった。補欠選挙の報告もまじえ、全国交流集会の報告をさせていただく。

4 つの重いスピーチ

集会は、9 月 19 日安保関連法の強行可決と、それ以後も続く、反・安保法制の闘いのなかで開かれる集会でもあり，第九条の会ヒロシマの藤井さんからの主催者あいさつの後、4 名の方がずっしりと重いスピーチをされた。

初めのスピーチは、20 代のご次男が陸上自衛官という千歳市在住の平和子さん。翌日 22 日は北海道から南スーダン PKO に部隊が派遣される予定だった。平さんが声をあげるきっかけになったのは、衆議院五区補欠選挙。それまで、千歳市から部隊が派遣されることも知らなかったとのこと。ご次男は日本国民のために自衛官になったのであり、他国に行き戦闘行為に参加するために自衛隊に入ったのではない、ご次男が自衛官になる時には想像もしなかった任務が増えている、たぶん多くの自衛官の方も同じ思いだろう。ご次男に迷惑がかからないようにと、絶縁状を送って、連絡を絶った。もちろん、平和子さんという名前も仮名だ。「黙ったまま、夫や息子が南スーダンのような危険な場所に行くのを許すのか」と声を挙げ続けていくという覚悟は、参加者の胸に重く響いた。

2 番目のスピーチは、室蘭工業大学大学院・清末愛砂准教授による、「緊急事態条項改憲の危険性」。前日は旭川でのご講演で、全道をまたにかけての大活躍されている清末さんは、憲法とあわせ、ジェンダー法学、家族法もご専門で、北海道における貴重なかつ気鋭の研究者だ。

国家緊急権と何か？そもそも権力は蜜の味、権力を握ると誰でも腐敗し乱用する危険性があることを前提として一戦争や内乱、自然災害など平時では対処できない非常事態において、権力が憲法秩序を一時停止し、表現の自由や人権などに大幅な制限を加えるもので、それはやがて立憲主義の崩壊へつながっていく。安倍首相は、なぜ国家緊急権がほしいのか。それは私の考えるところ、自身が絶対権力者として国民に君臨し、やりたいこと、し放題ナチスと同じ究極の国家体制をつくりたいのではないかと思う。こんなことを絶対許してはならないし、お試し改憲などというなまやさしいことではないことがよくわかるスピーチだった。

第 3 スピーチは「許すな！憲法改悪・市民連絡会」事務局長・高田健さんで「2015 年安保闘争の特徴と課題」がテーマだ。集団的自衛権行使容認以来の市民の運動を分析され、総がかり行動のような市民の自立した運動が巻き起こっていること、非暴力平和運動として貫かれ、野党と市民がしっかりつながる動きが出てきたことが以前の運動と今の違い、全国の市民の動きが世論を動かすことにつながる、とのスピーチに、希望を見出すことができた。

4 番目のスピーチは、フィンランド・ヘルシンキから名古屋経由で飛んできてくださった中野晃一上智大学教授の「市民連合と民主主義の展望」。2011 年 3 月 11 日が大きなきっかけとなり、あなた任せの政治ではダメだということがわかってきた。総がかり行動、SEALDs、立憲デモクラシーの会、ママの会など、多様な主体が主権者運動の担い手として登場してきた。昔は組織内部の団結が大事だったが、今は多様であり違いを認め合う運動だ。中野教授はそれを、同一性（アイデンティティ）ではなく他者性を前提とした緩やかな連帯と表現された。私には、目からうろこだった。五区補欠選挙の教訓としては、野党統一候補は自民党に勝つ唯一の正しい戦略であること、ネガティヴキャンペーンより、ポジティヴキャンペーンが有効。市民の新しい選挙が政治を変える可能性を秘めていることなどが見えてきたと評価された。

会場の参加者は気迫のこもったそれぞれのスピーチに大きくうなづきながら集中していた。非常に内容の濃い公開講演会だったとの感想を何人からも伺った。

夜の交流集会のテーマは北海道五区補欠選挙

夜の、セミクローズドの交流集会。大きなテーマは、北海道五区補欠選挙について、川原茂雄札幌学院大教授が選挙報告と総括。映像をまじえての五区の闘いを振り返った。その後、候補ご本人池田まきさんからの報告。山口が最後に補足させていただいた。

五区補選を振り返る

五区補選は長年自民党の重鎮だった町村信孝議員の逝去に伴うもので、自民党候補は、故町村議員の娘婿・和田義明氏。新人のため、高橋はるみ知事をはじめ自民党は大物国会議員を大量に送り込んで、夏から大規模な事前活動を展開していた。それでも、民主党は候補が決まらず、共産党公認の橋本みかさんひとりだったことで、自民党は、弔い合戦でもあることから、大差をつけて圧勝、を思い描いていたふしがある。川原さんは、この補欠選挙を、全国初の野党と市民の共闘、歴史的意義があると分析している。北海道では昨年の安全保障関連法の強行可決後、初の国政選挙に絶対勝利したいとの思いが渦巻いていた。なかなか進まない野党共闘の背中を押したのは確かに市民の想いだった。

ここで統一候補が擁立できないなら、市民は政党を見限るだろう、政治への失望は決定的になるだろうと、様々な手法によって民主党や共産党へプレッシャーを与え続けた。共産党と民主党がそれぞれ擁立すれば、共倒れは明らかだ。紆余曲折を経て、2 月 19 日、共産党が橋本候補を取り下げ、民主党、共産党、「戦争させない北海道をつくる市民の会」、市民の会が推薦した池田まきさん、4 者による政策協定を締結しはじめて統一候補が実現した。

あまりに遅かったことは確かで、本番まで 2 か月しかない。全くの無名で地盤鞄看板もなく、野党は共闘！と多くの市民の熱いだけを持って闘いに乗り出した。相手は巨大、こちらの舟はちっぽけで、想いだけは誰にも負けないと選挙がはじまった。「市民の会」は選挙のため「立憲主義の回復をめざす市民の風」という政治団体を立ち上げ、1 月末から街頭宣伝車「市民の風」号の運行や、チラシのポスティングをはじめていたが、候補が一本化されないなか、漠然と選挙に行こう、戦争法を廃止しよう、という宣伝が中心だった。しかし、野党共闘が成立してからは、社民党、生活の党、民主党、共産党の女性議員たちが同じ選挙のカーに乗ったり、共産党が民主党のチラシをポスティングしたり、共産党と民主党が共通ポスターを作製したり、市民グループが、各政党のチラシをポスティングしたり。これはかってない政党同士の選挙協力をという枠を超えた、政党と市民の共闘だった。市民は動員される客体でなく主権者として、シール投票、スタンディング、電話作戦、フェースブックなどなどなんでもやった。民主党が選対の中心ではあったが、全国からくる応援の人々、いくつもの勝手連、シールズメンバーも何回も札幌入りした。市民連絡会の菱山南帆子さんも応援にきてくれ、これは北海道五区だけの闘いでなく日本にとって重要な、象徴的な闘いであると実感する日々でもあった。選挙後、共産党役員との総括懇談会では、「共産党公認候補でも、これほど一生懸命闘ったことはなかった」と役員の方が発言されたほどだ。しかし、恵庭市（えにわ）千歳市という自衛隊基地の街を選挙区に含む厳しい闘いに私たちは勝てなかった。

当初、楽勝と考えていた自公陣営は、池田候補が追い上げてきたことを知るや、最後は農業団体や業界団体の末端まで組織を締め付け、全国から議員秘書を総動員し本気になって戦った。池田候補は、野党統一が遅れに加え、知名度不足、政見放送にも出られない、法定ハガキも少ない、選挙カーも一台しか運行できない数々のハンディを承知で無所属で闘った。選挙の結果は、和田義明候補 135,800 票対池田まき候補 123,500 票。私たちは無念の涙を流した。最後は与党が勝ったが、安倍首相がこの闘いをみて、衆議院解散を思いとどまった可能性は高い。今回初めて選挙に参加した多くの人々はもう眠らない、これからも本気で選挙を担う主体となっていくにちがいない。池田さんは、総括のなかで、選挙が市民のものになった、市民と政党が共に闘った新しい選挙だった、全国に「希望」を持ってもらえたのではないかと語った。選挙には負けたけれど、次につながる大きな財産を私たちは得たと言えるのではないか。

写真は広島から参加した新田秀樹さん

オバマ大統領来広と在韓被爆者問題

中谷悦子（韓国の原爆被害者を救援する市民の会・広島支部）

2016 年 5 月 27 日、オバマ大統領が平和公園を訪れた。このオバマ大統領の来訪に被爆者・広島市民が期待したものは彼が発する所感に謝罪や核兵器禁止にむけての文言が含まれるかなど大きくわかれた。謝罪について韓国や中国は「加害者としての日本が被害者として扱われる」という観点で反発した。米政府はアジアへの配慮から韓国政府と事前に折衝を行い全ての原爆犠牲者・被爆者について触れることを了解し平和公園を訪れた。当初、私はこうした中国や韓国の反発を過剰な反応と思っていた。しかしこれらの反発は、植民地支配やアジア太平洋戦争の戦争責任を認めず心からの謝罪をしない日本の在り方への痛烈な批判であり、憲法改悪を悲願とし戦争への道を突き進もうとする安倍政権の動きからみて当然の懸念と考えている。
一方、韓国の被爆者は、オバマ大統領の来訪を「オバマ大統領の来広が被害者としての日本を浮き彫りにして侵略戦争と植民地支配に対する責任を回避しようとする安倍政権の意図に利用される」ことに懸念の意を表しながらも、韓国人原爆犠牲者への追悼、原爆の投下責任への謝罪と補償、実態調査を求める書簡を手渡すために、5 月 26 日から広島を訪れた。

5 月 27 日は午前中に韓国人原爆犠牲者慰霊碑の前で、午後からは記念大聖堂内に置かれているピーストーン前で追悼行事を行い、午後は再度平和公園付近でデモンストレーションを行ったが彼らの動きが広島市民にひろく知られることはなかった。オバマ大統領への面会と書簡の手渡しは厳戒態勢のためにもちろん実現しなかった。絵に描いたようなセレモニーではなく広く被爆者や市民との対話をめざすべきであったろう。
彼らは、オバマ大統領が所感の中で「なぜわれわれはこの地、広島に来たのか、・・・多くの（＊何千人の）朝鮮半島出身者・・を追悼するため」と述べたことに対し「韓国人被爆者の存在を世界に知らせてくれたことは感謝する」と評価した。一昨年の広島の平和記念式典で「唯一の被爆国民」と本音を吐露した安倍も二度と「唯一の」とは言えないだろう。一方で投下責任について触れられていないことや謝罪の言葉がなかったことには「まず、間違っていたと謝罪してほしかった」と遺憾の意を表明した。

韓国に住む被爆者やその他の在外被爆者は被爆者でありながら原爆二法や被爆者援護法から長年排除されてきた。在外被爆者の中で最も多い在韓被爆者は着の身着のまま帰国してから原因不明の病気に苦しめられ周囲の理解がないまま困窮の中で次々と亡くなっていった。被爆者として立ち上がってからも日本政府の妨害にあい日本人被爆者と同様の援護を受けることが出来るようになる迄に被爆後 71 年かかった。裁判闘争以外に援護施策を実現する道はなかった。2016 年９月９日の最高裁判決で「韓国にすむ被爆者にも医療費の全額支給を行え」という判決で厚生労働省はこれまで医療費支給の上限を設けるなどの差別的な方針を変えざるを得ず、ようやく医療費の全額支給が認められた。

彼らはアメリカ政府の原爆投下責任を問い謝罪と賠償を求めている。日本政府に対しても植民地支配への法的責任をみとめること、心からの謝罪と賠償を求めている。被爆の実相を学ぶ時に是非とも日本の歴史や今もなお残る差別についても考えていただきたいと思う。

今回のオバマ大統領の所感で朝鮮半島出身者の犠牲者数について、外務省からの連絡に基づいたのか「＊何千人」と一部で報道されたがこれは間違った認識である。広島だけでも 27,000 人から 28,000 人が犠牲になったと言われている。広島で原爆の犠牲となった朝鮮半島出身者が全て強制連行によるものと誤解されていることが背景にあるのかもしれないが、犠牲者の多くは日本の長年の植民地支配で土地を奪われ、仕事を奪われ、名前や言葉を奪われ、生きるために故郷を捨てざるを得なかった人たちである。過酷な植民地支配で呻吟にあえいだ子どもから老人までの朝鮮半島の人々に思いを馳せねばならない。日本人の原爆犠牲者数も「十万人を超える」となっており、双方の数を考えると原爆が与えた犠牲の過小評価につながるものである。この誤解を解くためにアメリカ政府の認識をただす動きをしていきたい。

写真は中谷悦子さん

韓国原爆被害者協会会員一同よりオバマ米国大統領への書簡

韓国人原爆被害者に対する認定、調査、謝罪、賠償を要求する

オバマ米国大統領！

我々はあなたが広島を訪問するならば、まずは、何の罪もなく日本の侵略と植民支配による強制徴用と、被爆という 2 重、3 重の苦痛の中で死んでいった韓国人原爆被害者の慰霊碑を訪れて、謝罪することを要求します。

韓国は日本の次に世界で 2 番目に多くの人が被爆した原爆被害国です。韓国人被爆者はその数はなんと 7 万〜10 万名で、日本人被爆者の 10 分の 1 以上であり、死亡者は約 5 万余名で、日本人死亡者の 6 分の 1 に達します。生き残った韓国人被爆者 5 万余名のうち 4 万 3 千名が韓国に帰りましたが、この人たちとその子孫たちは、貧しさと冷遇、国際・国家的な無関心の中で、原爆後遺症に苦しみながらも、治療さえ受けられずに、一人、二人と死んでいきました。さらに辛いのは、我々の子孫が原爆被害の遺伝性を認められないまま、今も恐ろしい病魔と闘っているという事実です。

被爆 71 年が過ぎた現在までも、韓国人被爆者の被害の全貌に対する調査も、謝罪と賠償も、行われていません。韓国政府の無関心と外交的無能にもその責任がありますが、侵略と植民支配に対する責任を認めない日本と、これを庇護しながら原爆投下の原罪的な責任を回避する米国にはもっと大きな責任があると言えるでしょう。

ご存知のように、米国はとてつもなく反人倫的な被害を予想しながらも、世界で最初に原子爆弾を開発し、投下しました。それも軍人や軍事施設でもない出勤途中の民間人たちをねらった、老若男女を問わない無差別的な殺傷であったという事実に、我々は今も米国の反人道的な行為に憤怒を禁じ得ません。

あなたが 2009 年に「核兵器のない世界」を主張したのは、核兵器のこのような恐るべき威力と、これが人類の持続可能な生存と自然環境に及ぼす破壊的で、惨憺たる結果をよく知っているからだと考えます。したがって、「核のない世界」は、被爆者たちが人権と正義を取り戻せるようにすることから、韓国人被爆者を始めとする 33 か国の被爆者に対する米国の責任を認めることから、始められるべきものです。しかし、歴代の米国政府はもちろん、「核のない世界」を主張したあなたさえも、その責任を認めずにいます。

それゆえに、われわれは韓国人被爆者に関連する情報と資料を公開して、韓国人被爆者の実態に対するあらゆる角度からの真相調査が進められるように協力することを、あなたに要求します。現在、韓国原爆被害者協会に登録された被爆者は 2,584 名 (2015 年の韓国原爆被害者協会基準) に過ぎません。核の惨状を存在自体で証明する人たちの平均年齢は 80 歳です。数年がたてば我々はみな死ぬこととなるでしょう。我々は、ひょっとして米国は、被爆者がみな死ぬことだけを待っているのではないか ！それによって被爆の証拠が抹消されることを望んでいるのではないか ！という心配の中で、一日一日を生きて行っています。我々は、これ以上遅くならないうちに、米国が、核兵器使用と、その被害に対する責任を認め、調査して、謝罪と賠償に乗り出すことを要求します。

我々はまた、日本政府の法的責任の認定と真心からの謝罪と賠償を要求します。韓国人原爆被害者の多数は、日本の植民支配により強制的に徴用された労働者です。我々は何の罪もなく日本に連行されて苦痛を体験しましたが、日本政府は今までただの 1 度もその責任を認めていません。日本政府は韓国人原爆被害者を無視し、日本人原爆被害者のための『援護法』から韓国人原爆被害者を排除し、差別しました。

韓国人原爆被害者およびその子孫は、日本帝国主義による強制的な占領期の心痛む歴史の証人であり、戦争と核の被害の生き証人です。韓国人原爆被害者の苦痛が、個人的な過ちによるものではなく、日本の植民支配と強制的な占領と米国の原爆投下から始まったものであることを考える時、米国とともに日本政府の韓国人原爆被害者に対する認定、調査、謝罪と賠償は、当然な責務だと言えるでしょう。

最後に、我々は、あなたの広島訪問が被害者としての日本を浮き彫りにして、侵略戦争と植民支配に対する責任を回避しようとする安倍政権の意図に利用されないことを望みます。また、あなたの広島訪問が、韓国と日本を始めとする全世界のすべての被爆者に対する心からの反省と謝罪へとつながり、反人倫的な核爆弾投下が 2 度と再発されないように米国民と人類に警鐘を鳴らす契機となることを、望みます。あわせて、残された任期中にでも、核兵器の現代化を中断して、核兵器の違法化と核軍縮と全面廃棄を通じて、「核のない世界」という人類の志向を実現することにおいて先頭に立つことを、すべての被爆者の名前により切に要求します。

2016 年 5 月 日 韓国原爆被害者協会 会員一同

呉の教科書不正採択を糾す！

山川滋（日教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

はじめに

呉市教育委員会は 2011 年と 2015 年、育鵬社の歴史・公民教科書採択をした。「旧軍港転換法」の精神に基づき戦後教育を進める使命を持つはずの呉市が、侵略や加害の事実を教えず戦争を賛美し、近隣諸国との緊張を煽り、憲法改正を進める育鵬社の教科書をなぜ採択したのか大きな疑問がある。呉市は 1990 年代から海上自衛隊 PKO 派遣基地、2005 年大和ミュージアムオープン、2008 年御大典（1928 年）記念の戦前版「呉市歌」が小中学校などに強制。2009 年呉商工会議所会頭（海上自衛隊後援会会長）が呉市長に、第六潜水艇追悼式に児童の出席を要請して児童参加が強行された。呉は今右翼反動勢力の思惑が教育現場に押し寄せてきている。

写真は山川滋さん

旧軍港四市には住民投票で多くの市民が賛成し旧軍港転換法が制定され、今も生きている。

しかし呉駅の看板には軍艦大和…

2015 年の育鵬社中学校歴史・公民教科書採択に対して、呉の 2 つの市民団体が取り組みをより一層強化するために、２月に新たに『教科書ネット・呉』を結成し、教科書ネット・ひろしまと連携した取り組みを進めている。

1　2015 年度呉市中学校教科書採択の不正

５つの不正がある。

（1）公民教科書の「総合所見」（選定委員会答申）では育鵬社を高得点にするために、不正操作が行われていた。特に「特設ページ」をカウントする公民視点⑧では、育鵬社だけに「コラム」数を不正に加点してダントツの 1 位◎に操作した。

（2）歴史の答申では呉市教委が調査した各歴史教科書に掲載されたとする人物数が、実際の数と異なるデタラメな資料だった。市教委は自ら歴史・公民教科書を調査し直し、合計 1054 カ所もの「誤記等」があったと認めた。綿密な調査研究に基づいて採択するべきものを、育鵬社を高評価にするために不正な操作と不正な評価が行われた。

（3）呉市教委の採択規程が「調査・研究委員は選定委員と重複できない」としているのに、選定委員である指導主事が調査・研究委員会に参加して内規を恣意的・便宜的に解釈した不正な職権濫用行為を行っていた。

（4）呉市教育委員会はレイマンコントロールが形骸化して、事務局提案に唯々諾々と従い、事務局主導の育鵬社採択工作を補助する不正な教育委員会である。

（5）改正教科書無償法でも、広島県教委の採択基本方針でも「開かれた採択の推進」を謳っているにもかかわらず、呉市教委は総合所見の視点ごとに付けられている評定（◎○◇△）関する意思形成過程資料の公文書公開請求に対して「不存在」とした。だれが、いつどこで、どのような理由で評定したのかを明らかにできないことは育鵬社採択ありきの不正採択であることの証左である。

2　公開質問状（1）（2）
公文書公開請求・請願書の取り組み

2 月 23 日教科書ネット・呉は呉市教委の不正教科書採択に対して『**公開質問状（1）**』を出した。

（1）総合所見の評定（◎○◇△）はだれが、いつどこで、どのような理由で意思形成をしたのか明らかにすること。

（2）県教委、呉市教委には選定委員と調査・研究員との重複禁止規程があるが、呉市教委指導主事は調査・研究委員会に参加し、自ら選定委員会で調査・研究報告をした。これは採択の公平性の担保に違反するのではないか。

（3）公民教科書総合所見視点⑧の評定において、育鵬社以外は特設ページだけをカウントしているが、育鵬社は 18 の特設ページの内 12 と、他社にも多数あるが他社にはカウントしなかったコラムを育鵬社だけ 37 全てをカウントして 49 の最高得点にしたのは不正ではないか。

（4）教科書に「ない」のに，総合所見には「ある」とされる人物名 138 名、244 名も「あるべき」人物が総合所見には「ない」杜撰な調査・研究資料に基づく採択は不正ではないか。

（5）以上のような不正な採択が明らかになったのだから、呉市教委は採択への影響について早急に広島県教委、文科省と協議をするべきではないか。

しかし、呉市教委は何の回答もしないまま、3 月 3 日市民に公開の教育委員会臨時会を開き、「報告　第 7 号　平成 28 年度使用教科用図書の採択における社会科（歴史的分野、公民的分野）の総合所見に係る調査内容について」協議し、「誤記等を訂正した改訂版総合所見を審議しても歴史・公民教科書の採択結果は変更しない。」との結論を出した。

教科書ネット・呉は直後に声明を出し、3.3 臨時会議の不当性を市民・マスコミに訴えた。

3 月 9 日衆議院文部科学委員会で馳文部科学大臣は「呉市教委の歴史・公民教科書研究資料に多数の誤りがあった問題に対して、保護者や地域住民等に教科書採択に対する信頼が失われたので、説明責任を果たし、再発防止を講ずるべき」と答弁した。この前日、呉市教育長は「辞任するが教科書採択とは関係がない」とコメントを出して無責任に辞任をした。

3月18日教科書ネット・呉は以下9点について『**公開質問状（2）**』を出した。

（1）採択規程に準拠すれば、3.3 臨時会は無効ではないか。
（2）選定委員会答申を事務局が行ったことは採択規程違反ではないか。（3） 略
（4）公民視点⑧のカウント数を東書 28→32、日文 30→31、育鵬社 49→24 と「訂正」したが、再び育鵬社を◎にしたが、評価基準がなく恣意的ではないか。
（5）公民視点②③⑥も育鵬社だけ水増し操作をしているのではないか。（6）（7）（8） 略
（9）なぜ総合所見の評定の意思形成過程の分かる記録の公開をしないのか。

しかし、何の回答もしないので、4 月 22 日「公開質問状への回答を求める請願書」を提出した。請願内容は（ｉ）公開質問状への文書回答 （ii）公民視点⑧の評価基準を示すこと （iii）教育委員会会議で請願者に請願内容の説明をさせること。

3 5 月 12 日呉市教育委員会会議臨時会について

5 月 12 日、呉市教委は市民公開の教育委員会臨時会を開き教科書ネット・呉の「請願書」を含む 2 つの報告をした。

（1）「報告第 16 号 請願書について』で、教育総務課長は「対応を検討し、教育委員会会議で協議、検討する」として正式に請願を取り上げたことを報告した。今後、我々請願者が教育委員会会議で請願理由の説明をさせ、誠実に公開質問に文書回答をするよう、強く働きかけていく。
（2）『報告第 17 号 呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について』で、呉

市教委事務局は 6 つの改善策を提案した。以下、概略を示す。

①十分な調査・研究が行われるように採択期間を延長する。
②内容、誤字脱字等の確認を徹底するために、調査・研究委員会に正担当・副担当制の 検討をする。
③詳細な総合所見を簡潔にし、書式や構成等を見直し、部会代表校長が原案作成を行い、 選定委員会で提案して決定する。
④指導主事を選定委員から外し調査・研究委員にする。
⑤多様な意見を反映するために保護者代表を 2 名にする。
⑥これまで行っていた調査・研究委員会から選定委員会への中間報告をなくす。
⑦これまで、採択規程により採択を行っていたが、別に定める。（採択基本方針のこと と考えられる：筆者註）

私たちはこれまで抗議文の中で「選定委員である指導主事が調査・研究委員を重複するべきではない」ことを厳重に指摘してきた。事務局は改善策④で、これまでは選定委員と調査・研究委員との重複を行っていた指導主事を選定委員から外して調査・研究委員にするという案を出した。広島県内 19 採択区の指導主事が調査・研究委員になっている採択区はいくつかあるが、そのほとんどは日程調整、会場準備、資料整理などの事務支援である。しかし、海田町教育長から新しく呉市教育長になった中村弘市・教育長のいた安芸採択協議会（府中町・坂町・海田町・熊野町）だけが指導主事が調査・研究員として調査研究をしている・・・。呉市教委の場合は、第 1 回選定委員会で教科担当指導主事が「観点・視点・方法」の原案の説明をしていることから、今回の「改善策」で指導主事が調査研究員になれば、またこれまでのように育鵬社を高得点にする「視点・方法」案を指導主事が自ら作り、それを選定委員会で指導主事が提案し、育鵬社を高得点にする調査・研究報告書を指導主事が自らの手で作成する立場になるのであるから、意図的に育鵬社を採択する不正の防止にはならない。

改善策③について、香川委員の「これまでは◎○◇△を付けてきたが、これからはどう簡潔にするのか。」との質問に対して、学校教育課長は「総合所見の評価については、採択に係る教育委員会会議での審議を行う上で、あくまでも目安としてきた。今後は、目安になる評価は付けないことにする。」と述べた。つまり、「簡潔で分かりやすい書式と構成の文章での表現」にするということである。しかし、改善策④で危惧したように、予め指導主事により「視点・方法」が育鵬社有利に設定されていれば、調査・研究報告も育鵬社有利に作成されるのであるから、「簡潔で分かりやすい書式と構成の文章での表現」もまた育鵬社有利な内容になると考えるべきだろう。

改善策⑥で「中間報告」をなくす方向が示された。これまで、『採択規程』とは別に定めている『調査・研究要項』に従って、調査・研究中間報告に対して選定委員が修正意見を加え、書き直させていたのである。調査・研究報告書の公正性が担保されない『調査・研究要項』自体を廃止する必要がある。

改善策⑤では選定委員に保護者 1 名を追加するとしている。多様な意見を反映させるためとしているが、教育長が委嘱するのであるから教育長の意思を忖度する保護者であれば、仮に教育長が育鵬社を採択したいならばその方向に審議が進むことになる。教科書採択の公正性・公平性を十分理解している保護者かどうか見つめる必要がある。

改善策⑦で、これまで私たちが策定することを要請してきた採択基本方針を新たに定めることになった。その内容もさることながら、採択規程の禁止条項を骨抜きにしてきた『調査・研究要項』自体を廃止する必要がある。

4 今後の取り組みについて

呉市教委に対して、請願書への誠実な対応、公開質問状への文書回答、評定に係る情報公開、不適切な改善策の撤回などを求めると共に、採択の不正を多面的で多角的に追及し、できるだけ早い時期に再採択を実施することを強く求めていく。

『日本会議とは何か』
「憲法改正」に突き進むカルト集団』上杉聰 (2016) 合同出版

憲法 9 条と日本の安全を考える

安保法制の近未来 - 狙いは南シナ海、アフリカ大陸、中東だ－ 2

井上 正信 (弁護士)

NPJ（News for the People in Japan）通信（弁護士を中心に、ジャーナリスト、フリーランス、大学教員、学生、主婦などで日本のメディアの状況に危惧感を抱き、憲法と人権を守る市民の側から情報発信されている）より、前号に続き、井上弁護士が書かれた 3 月 6 日号と 25 日号を転載させていただきました。なお字句の説明部分をカットしたところもあります。すべて責任は編集事務局にあります。

ガイドラインの実行と ROE

2015 年 4 月 27 日、新たな「日米防衛協力のための指針」が日米安全保障協議委員会 (2+2) で成立しました。この新ガイドラインを実行するための施策が着々と進められています。安保法制が施行されれば、これまでの憲法第 9 条による制約が取り払われて、日米の軍事一体化がより強化できるからです。

2015 年 11 月 4 日の新聞各紙は、日米両政府が 11 月 3 日「同盟調整メカニズム」、「共同計画策定メカニズム」の設置と運用開始が合意されたと報道しました。11 月 3 日中谷防衛大臣とカーター米国防長官がマレーシアのクアラルンプールで会談して、同盟調整メカニズムの設置を歓迎するとの文書を発表しました。

2016 年 1 月 24 日の朝日新聞 1 面に「尖閣有事 12 年に研究案」との見出しの記事がありました。これによると、2012 年 9 月尖閣諸島の国有化により日中間の緊張が高まり、小規模の部隊が尖閣諸島を上陸侵攻した場合に、日米が共同して奪還するという計画の研究案を作成し、97 年ガイドライン改訂作業も開始したというものです。研究案は作戦計画ではなく、その前提となるシナリオ案のようなものとの防衛省幹部のコメントを引用しています。

しかしそもそも、尖閣諸島奪還での日米共同作戦は日本の個別的自衛権行使と安保条約第 5 条を発動する事態ですからガイドラインの改定を待つまでもありません。また日本が集団的自衛権を行使する場面でもありませんし、米艦防護のための自衛隊法改正も必要ありません。個別的自衛権で米艦防護ができるというのがこれまでの政府解釈ですから。

私はこれはガイドライン改訂の口実と思いました。それを裏付けるように同じ日の朝日新聞の 3 頁に関連記事があり、これは米国の対中軍事作戦に取り込まれ、米国の対中軍事作戦は東シナ海、南シナ海での中国の挑発でより大規模な中国の侵攻を想定したものであると指摘していました。

つまり、単独での中国軍の小規模部隊が尖閣を上陸侵攻するというシナリオは考えられていないこと、それは (仮に発生したとしても) より広範囲な南シナ海を含む米中の本格的な武力紛争の一部としての位置づけに過ぎず、尖閣奪回作戦を口実にして日本政府と自衛隊を、南シナ海での米中軍事対決へ加担させるものだという意味と理解しました。そのために集団的自衛権行使、米艦防護、周辺事態法改正によるより強力な後方支援を可能にするため、新ガイドラインを策定し安保法制を成立させたのでした。新ガイドラインも安保法制も、米国の南シナ海での対中軍事衝突を想定して、日本が全面的に米国を支援する仕組みを作ることがその狙いであることをこの記事は示しています。私は、内心でこのような記事を安保法制法案が国会審議されているときに出してほしかったと思わずにはいられませんでした。

日米物品役務融通協定 (ACSA) 改定

安保法制により改正された自衛隊法に基づき、日米物品役務融通協定 (ACSA) 改定がなされようとしています。日米物品役務融通協定とは、自衛隊と米軍とが共同演習や様々な軍事作戦 (人道支援を含む) で共同行動をとる際に、互いの軍事物資を融通するための協定です。この協定により双方の軍隊はより一体化を強めることになります。新ガイドラインでは、平時からの日米の軍事協力事項として、警戒監視活動、ミサイル防衛、海洋安全保障 (機雷掃海も含むでしょう)、後方支援などを挙げています。日米物品役務融通協定はこの新ガイドラインの合意を実行するためのものです。

安保法制により自衛隊法第 100 条の 6 を改正し、日米間で新たに海賊対処、弾道ミサイル防衛、機雷掃海、警戒監視活動での物品役務融通が付け加えられました。新ガイドラインで合意した平時からの日米の軍事協力事項を自衛隊法改正に取り込んだのです。これはいずれも平時のものです。平時から自衛隊と米軍との協力関係を深めて、情勢緊迫、危機、戦時にわたり切れ目のない日米の共同軍事行動を可能にする改正です。とりわけ、弾道ミサイル防衛、機雷掃海、警戒監視活動は、日本海での対北朝鮮や南シナ海での中国軍に対する行動で活用し得るものです。

自衛隊員の新しい部隊行動基準（ROE）

現在防衛省、自衛隊は安保法制で可能になった自衛隊の任務や活動に関する部隊行動基準を作成しているはずです。安保法制で新しい任務に就く自衛隊員に対しては、それにふさわしい訓練、演習を行わなければならず、そのためにも部隊行動基準が必要だからです。

部隊行動基準とは Rules of Engagement(ROE と略称される) の防衛省用語です。交戦規則と訳す方が一般的です。部隊行動基準 =ROE とはどのようなものなのでしょうか。

米陸軍の「野戦法務ハンドブック」によれば、「(ROE とは)

資格ある軍事当局によって発せられる命令で、米軍部隊が、遭遇した他国部隊に対して戦闘行為を開始し、継続するか、またはそのいずれかを行う状況と限度を明記する命令」と定義されています。現在各国の軍隊が ROE を定めています。

ROE 制定の目的は、政治指導部と兵士を繋ぐ絆であり、シビリアン・コントロールの重要な手段と説明されています。ROE は、部隊に与えられる任務 (PKO 活動、人道復興支援、多国籍軍の軍事行動など) ごとに、作成されているようです。兵士一人ひとりに「ROE カード」が配布されることもあります。米国は統合参謀本部が標準交戦規則 (SROE) を作成しています。

ROE の内容は、それぞれの軍隊の行動を規定する国内法と、武力紛争法、国際人道法など国際法により規定されます。ROE カードには兵士が武器を使用する場合の細かい規定を定めています。武器を使用する場合の条件 (状況)、武器を使用する前の警告の仕方 (現地語での警告の言い方を書いたものもあります)、警告射撃の仕方、標的を狙う射撃方法 (たとえば単発の照準射撃を原則とし、連射は避けるようになど) などです。

防衛庁は 2000 年 12 月に日本有事を想定した包括的な ROE 作成を 3 自衛隊に指示をしました。2015 年 2 月 17 日朝日新聞に、イラク・サマーワへ派遣された陸自部隊が、現場で独自に隊員向けの戦闘対処手引を作成し、派遣部隊が変わるごとにそれが引き継がれて更新されながら 6 版まで改訂を重ねた (全文 84 頁) との記事がありました。

安保法制の下で作成されようとしている ROE は、米軍等他国軍隊の武器等防護を行う際の条件 (どのような状況下で武器使用ができるか)、警告を発するかしないか、警告射撃や標的を狙った射撃の方法、相手方が反撃してきた場合の応戦の仕方など、駆け付け警護の条件やその際の武器使用の方法 (警告の仕方、警告射撃の要領、標的を狙った射撃の方法など)、活動を中断すべき場合の状況とその際相手が攻撃してきた場合の応戦の仕方、任務遂行のための武器使用の条件や、その際の妨害勢力に対する攻撃の程度など細部にわたるものになるのではないかと想像しています。

新ガイドラインで自衛隊と米軍との一体化を深めるためには、自衛隊の ROE と米軍の ROE とのすりあわせが必要です。そもそも武力紛争やその現場の様子、兵士の行動や武器に関する専門的知識のない裁判官や市民から選ばれた裁判員に ROE の解釈を委ねることには、自衛隊には強い抵抗があるのではないでしょうか。

以上のように考えると、自衛隊が海外で危険な任務に就けばつくほど ROE の必要性は高くなり、他方でそれに違反した自衛隊員を裁くうえで、現在の憲法下で行われている司法制度ではもはや現場の要請に到底答えられないとの声が大きくなるでしょう。私は安保法制により自衛隊の海外活動が増え、それに対応する ROE が作られてくれば、必ず軍事法廷を作るべきだとの要求が強くなると考えています。

派遣された現地で派遣部隊司令官や自衛隊法務官が裁判長や検察官となり、迅速に判決を出すことを可能にする軍事法廷は、自衛隊が海外で危険な任務を遂行しようとすればするほどその必要性は高くなるでしょう。

しかしそのためには憲法改正が必要です。戦前の軍法会議を否定するためと、憲法第 9 条で軍隊を持たないと定めた結果、憲法第 76 条 2 項で「特別裁判所は、これを設置することができない。」と、例外を許さない明確な規定を置いているからです。

憲法改悪の衝動を強める安保法制

私はこの「安保法制の近未来」連載で、安保法制は南シナ海、アフリカ、中東での自衛隊の軍事活動の拡大を目指すものであると述べてきました。南シナ海では中国との本格的武力紛争までも想定せざるを得ません。それは私たちにとっても戦争の惨禍を直接受けることを覚悟せざるを得なくなるでしょう。

アフリカでの自衛隊の派遣の拡大は、アフリカのそれぞれの地域が持っている歴史的 (西欧諸国が植民地支配したことや独立後も宗主国として影響力を持ち続けたことがあるでしょう)、経済的、民族的、宗教的な特質から、複雑な武力紛争となっています。しかも極めて大規模で深刻な人道危機が発生してきました。そのような地域で、改正された PKO 協力法により人道復興支援とは異なり武力行使を含む軍事活動を自衛隊が行えば、派遣地域で自衛隊員がその住民を殺害したり、自衛隊員が殺されるという事態を想定せざるを得ません。

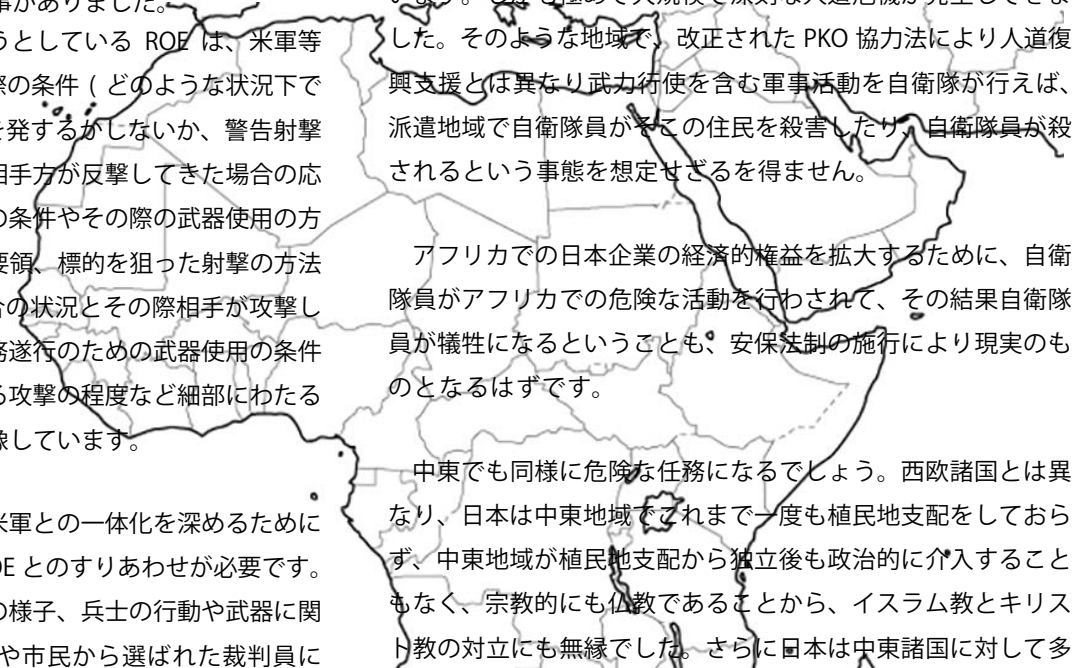

アフリカでの日本企業の経済的権益を拡大するために、自衛隊員がアフリカでの危険な活動を行わされて、その結果自衛隊員が犠牲になるということも、安保法制の施行により現実のものとなるはずです。

中東でも同様に危険な任務になるでしょう。西欧諸国とは異なり、日本は中東地域でこれまで一度も植民地支配をしておらず、中東地域が植民地支配から独立後も政治的に介入することもなく、宗教的にも仏教であることから、イスラム教とキリスト教の対立にも無縁でした。さらに日本は中東諸国に対して多額の ODA を投入し、中東諸国は日本のことを平和国家として尊敬してきたはずです。日本は米国の同盟国でありながら、中東地域の複雑な国際紛争には局外中立の立場を貫けてきたのです。そのことが中東諸国に対して持っている日本の重要な外交資産となってきました。安倍政権のとっている外交政策、安全保障政策は、長年にわたるこの貴重な外交資産を一気に失わせる結果となっています。そのことから日本はイスラム過激派に

より敵国として扱われつつあります。安保法制は安倍政権による誤った中東政策をさらに促進させ、私たちの平和と安全、中東地域の市民の平和と安全を脅かすものになります。

有害な安保法制

私たちの平和と安全、諸国市民の平和と安全を維持発展させるためには、安保法制は極めて有害なものであると言えるでしょう。

安保法制で自衛隊は海外で危険な任務に就かされます。そこで行われる自衛隊の軍事活動は国際法から見れば武力行使になります。しかし、安保法制ではいまだ憲法第 9 条による制約から、武器使用という前提に立っています。そのため、海外で活動中の自衛隊員が敵対する武装勢力に捕まった場合、武力行使ではないためジュネーブ条約上は紛争当事者ではないとの解釈から、例えばジュネーブ第 3 条約 (捕虜条約) は適用できないとしています (これは政府の公式の解釈です)。そうすると捕まった自衛隊員は捕虜としての取り扱いを求めることはできず、現地の刑罰法規で処断 (非人道的な処刑も) されることとなり、自衛隊員には実に気の毒な結果になります。

このような不条理は、実態は武力行使でありながら憲法第 9 条の制約から武器使用とごまかしてきたところが、安保法制で派遣される自衛隊員に現実的なリスクを想定せざるを得なくなり、法の建前と自衛隊派遣の現実とのギャップが拡大してこれまでのごまかしは効かなくなったために浮き上がってきたのです。この点は先に述べた ROE と軍事法廷との関係でもいえることです。安保法制はさらなる憲法 9 条改悪に対する強い圧力となるでしょう。私たちは、このような危険な安保法制の運用停止と廃止を求めてゆかなければなりません。

安保法制と自衛隊の新たな任務

2015 年 3 月 29 日に、いわゆる安全保障関連法が施行され、自衛隊にこれまで命じることの出来なかった「新たな任務」を発令することが法令上可能になりました。

当事者である自衛官やその家族は別として、どれだけの日本国民がこの「新たな任務」の中身を知っているのだろうか？ということがとても気になっています。

私は、昨年の 9 月 12 日、和歌山県田辺市で行われた「安保法案だよ全員集合！」という、安保法案賛成派と反対派から 2 人ずつ登壇して様々な論点に関して意見を述べるというイベントに、反対派の 1 人として出演する機会を与えられました。このイベントでは、はじめから討論会やディベートにはしないという合意の下、互いに意見を述べ合うだけで終わったのですが、安保法案賛成派として登壇された日本会議紀南支部役員のお 2 人の意見を聞くにつけ、いわゆる安保法制によって、従来できなかったどういうことを「新たな任務」として自衛隊に命じることができるようになるのかという最も肝心なことが、十分に理解されていないということを痛感しました。

安保法案賛成派として人前で意見を述べようという人にしてこれですから、ましてや、政治向きのことにはあまり関心を寄せない国民においておや、ということです。

震災被害者を「ダシに使う」安倍内閣

熊本地震で大変な被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。被害は現在も進行中で、不自由な避難生活の中で二次被害が発生している報道に接するにつけ、これまでも神戸震災、東日本震災を経験したにもかかわらず、迅速で的確な被災者救援がなされないことに憤りを感じています。私が許すことができないと感じていることは、熊本地震を利用して自衛隊と米軍が実戦的な軍事訓練の機会にしていることです。

米海兵隊普天間基地所属のオスプレイ 2 機が救援物資を輸送しています。政府は米軍から提案があったと説明していますが、肝心の米軍は日本政府から要請であったと述べています。米軍の説明の方が真相でしょう。陸上自衛隊にはツーローターの大型ヘリ (CH47 チヌーク) がそれぞれの方面総監部に配備されており、米軍のオスプレイを利用しなくても、輸送能力は十分です。国民の間には事故のリスクの高いオスプレイに対する拒否感が根強くあるため、この際にオスプレイが役に立つことをデモンストレーションして、自衛隊が導入する予定のオスプレイを国民に慣らさせるといういわば「ゲスの魂胆」が見え見えです。

オスプレイの利用はそれだけではありません。不知火湾沖に停泊した大型護衛艦「ひゅうが」をオスプレイの給油ポイントとして使う計画があります。「ひゅうが」は空母型の全通甲板とアイランド型の艦橋を備え、同時に 4 機の対潜ヘリを運用できるヘリ空母です。「ひゅうが」は 2015 年 8 月から 9 月にかけて米国で行われた軍事演習ドーンブリッツへ参加して、オスプレイが離着艦したことがあります。

このことを 18 日の参議院で共産党仁比参議院が追及した記事が 19 日の「しんぶん赤旗」に出ていました。私はこれを読んですぐに、安保法制の運用を試すための訓練だと感じました。重要影響事態法と国際平和支援法には、自衛隊が米軍等の他国軍隊の後方支援を行う規定があり、支援内容として、発進準備中の航空機への給油と整備ができるとしています。改正前の周辺事態法では、他国軍隊の武力行使と一体化するので憲法第 9 条に違反するとしてできなかったことです。熊本震災では救援物資を積みますが、実際の武力紛争では武器弾薬、車両、兵員と積荷が違うだけで、「ひゅうが」の役割は変わりません。

時事通信電子版 4 月 20 日付は、「日米両政府は 16 日の本震後、直ちに「同盟調整メカニズム」に基づいて協力内容に関する協議を開始。自衛隊制服組トップの河野克俊統合幕僚長と在日米軍のドーラン司令官も電話会談した。その結果、18 日には熊本市に設けられた陸海空 3 自衛隊による統合任務部隊司令部内に、「日米共同調整所」を設置。同所では自衛隊と在日米軍の

代表者が、現場のニーズを踏まえて具体的な支援内容を検討している。」と報道しています。熊本震災を利用して新ガイドラインで合意された内容が実行されているのです。このように自衛隊は大規模地震災害救援活動を貴重な実戦訓練の機会として利用しています。そのことを示す証拠はほかにもあります。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本震災では、自衛隊は陸自を中心に最大で 12 万人の部隊を救援活動へ投入しました。自衛隊にとって最大規模の動員でした。自衛隊は統合任務部隊を編成し、陸自東北方面総監部（ 仙台 ）に司令部を設置して、陸自東北方面総監が司令官となって統合任務部隊の指揮を執りました。米軍は「トモダチ作戦」と称して、沖縄の海兵隊部隊や空母ドナルドレーガン部隊を投入しました。自衛隊と米軍の救援活動は「共同運用調整所」で作戦調整されました。「共同運用調整所」とは、97 年ガイドラインで設置が合意された日米共同司令部です。97 年ガイドラインでは、周辺事態や日本への武力攻撃の際に立ち上げることにしていましたが、2015 年 4 月に合意された新ガイドラインでは、平素から立ち上げることになりました。新ガイドラインで最も重要な合意事項です。2015 年 11 月 3 日に日米防衛首脳会談で「共同運用調整所」が立ち上がったことを確認しました。

「共同運用調整所」は現在防衛省本省と、米軍横田基地へ設置されています。97 年ガイドラインで設置が合意されましたが、実際に運用されたのは、東日本大震災が初めてのことでした。この時には、防衛省本省と横田基地以外にも東北方面総監部へ設置されています。東北方面総監部が現地の日米共同作戦の合同司令部という位置づけだったのでしょう。東日本大震災発生から 3 か月後の 2011 年 6 月 21 日、安保条約締結 50 周年を記念した日米安全保障協議委員会 (2 プラス 2) が開催され、4 つの共同発表文が作成され、その中の一つ「東日本大震災への対応における協力」において、東日本大震災で 3 カ所へ設置された「共同運用調整所」が有効に機能したことを高く評価し、「この経験は、将来のあらゆる事態への対応のモデルとなる。」と述べました。「将来のあらゆる事態への対応のモデル」とは、集団的自衛権行使、重要影響事態での後方支援を含むものです。つまり、東日本大震災の経験を積んだ日米同盟は、実際の武力紛争でも有効に機能するということです。

2012 年 8 月にいわゆる第 3 次アーミテージレポートが発表されました。集団的自衛権行使を推奨するもので、ペルシャ湾での機雷掃海や南シナ海での共同の警戒監視活動を提言するなど、その後の新ガイドラインと安保法制を示唆する内容であることはつとに指摘されています。

このレポートは「集団的自衛権行使の禁止」との項目の中で、その記述のほとんどを東日本大震災の時の「トモダチ作戦」に費やしています。非常に持って回った言い方ですが、3･11 の危機に際して、自衛隊と米軍は集団的自衛権行使が出来ることを示したが、それは自然災害であるから憲法第 9 条を気にしないで出来た、日本の国益がかかっている事態では出来ないとの皮肉な現実を示しているというものです。要は、3･11 では自衛隊と米軍は集団的自衛権行使が出来る能力を示したのだから、憲法 9 条解釈を変えればいつでも出来るではないかと言いたいのです。

トモダチ作戦に使われた米軍機
戸村良人さん写真提供

東日本大震災の際に、救援に出動した陸自部隊が、わざわざ米軍のドック型揚陸艦へ乗り込んで現場へ入りました。そんなことをせず民間フェリーを活用すれば、1 日前後で救援活動につけたにもかかわらず 9 日間を要しています（ 正確には苫小牧港から揚陸艦に乗り込むのが 15 日ですから、16 日には宿営地へ到着できたと言うことでしょう ）。陸自初の米海軍揚陸艦による部隊移動です。参加したのは陸自第 5 旅団第 5 戦車隊（ 帯広市鹿追駐屯地所属 ）で、佐世保を母港とする米海軍ドック型揚陸艦トーチュガが輸送しました。

自衛隊にとって災害救助は実戦訓練の機会

3 月 15 日に部隊が苫小牧港からトーチュガに乗り込みますが、大型車両は港から数キロ沖合に停泊したトーチュガへ上陸用舟艇で搬入し、海自大湊基地の沖合数キロへ停泊したトーチュガから米軍と海自の揚陸艇が車両を陸揚げするという、敵前上陸作戦のようなやり方をとったとのことです。陸自部隊が宿営地の大和総合運動公園に到着したのは 20 日午後のことでした。

私は、自衛隊員が震災現場で献身的に被災者救援活動を行っていることを否定的に見ているのではありません。災害現場の自衛隊員は、危険と隣り合わせの中で文字通り泥まみれになりながら被災者の救護活動や、自衛隊が保有する資機材を活用して、被災者へ水、食料、医療等を供給しました。災害救助活動を将来の日米共同軍事行動に役立てるなどは、現場の自衛隊員のこの様な活動の意義を卑しめるものではないでしょうか。しかし自衛隊はやはり軍事組織ですから、組織全体として見ると、自衛隊は災害救助活動を実戦訓練の貴重な機会として位置づけていることを見落とすことは出来ません。アーミテージレポートがいみじくも述べているように、災害救助活動であれば、憲法 9 条の制約を気にすることなく、集団的自衛権行使につながる訓練の場として活用するのです。

安保法制も実際の武力紛争で使うことはそんなにないかも知れませんが、自然災害での自衛隊の出番はこれからもたくさんあり、その際に安保法制を使う訓練として利用することはあり得ることです。どのような使われ方をするかを私たちは監視して行く必要があると思います。

「NNAF2016」と「反核世界社会フォーラム」参加報告

渡田正弘（上関原発止めよう！広島ネットワーク）

福島県いわき市と東京で開催された「NNAF2016（ノーニュークス・アジアフォーラム）」(3/22 ～ 27) と「反核世界社会フォーラム（核と被ばくをなくす世界社会フォーラム）」（3/23 ～ 28）に参加しました。この企画は、「世界社会フォーラム（WSF）」の参加者仲間が、核（核兵器と原発）の利用反対をテーマにしたフォーラムを東京で計画し、それにアジアの反原発運動民衆ネットワークである NNAF2016 開催をマッチングさせたものです。私が参加した企画を中心に概要を報告します。

ノーニュークス・アジアフォーラム NNAF 2016

3 月 22 日：参加者との歓迎交流会

（いわき湯本温泉の老舗旅館「古滝屋」にて）

（参加者）：韓国 6、台湾 12、香港 1、フィリピン 3、インド 2、トルコ 2、福島県内・日本各地から 40 の総勢約 70 名。

全員が自己紹介し、各国語の通訳がそれぞれ奮闘開始。NNAF は 1993 年に発足し、フォーラムは現在まで各国持ち回りでほぼ毎年開催され、共に学びあってきた貴重なネットワーク。発足時からの仲間であるフィリピンの活動家は、今回若い活動家の娘さんと参加。NNAF は、できるだけお金をかけず運営し、アジア各地から新旧の活動家が気軽に参加し、ざっくばらんに寝食を共にすることで個人的な絆を深められます。今回も海外からの参加者はみんな明るく元気なので圧倒されました。フォーラム会場・宿泊先である「古滝屋」の若旦那は、反原発運動にも理解があり、無理なお願いにも協力してくださり感謝しています。

3 月 23 日：各国からの現状報告

・韓国：ヨンドク（原発建設予定地）での住民投票の闘い
…パクさん
・台湾：福島事故後の大規模反原発運動…ジュディさん
・フィリピン：バターン原発運転阻止行動と新規原発建設構想
…フランシスコさん
・インド：核開発と情報未公開での原発建設の現状と
クダンクラム原発反対運動　…ラリターさん
・トルコ：チェルノブイリ事故の経験、日本からの原発輸出に
反対するシノップ反原発運動　…メティンさん
・香港：中国の原発への対応の困難さ　…タンさん

各国からの現状報告

（福島からの報告）

・原発事故原因と真相は不明、原子力緊急事態宣言は未解除、原発は差別と分断で作られた…佐藤和良さん
・国の都合に合わせた帰還政策、放射能怖くない教育、国・県・東電は責任取らず…武藤類子さん
・続けて「原発いらない福島の女たち」の木幡ますみさんなどからのお話し。

海外からの参加者は、福島の人たちの具体的な話をとても熱心に聞いていた。きっと自国の現状を思い浮かべながら、原発事故の恐ろしさを再認識したに違いない。

3 月 24 日：福島の現状について質疑応答と富岡町訪問

午前中は、海外からの参加者から多くの具体的質問が出た。例えば、「地域住民同士の対立について」「防災訓練について」。福島事故以前から長年反原発運動を担ってきた佐藤和良さんからは、「原発事故後は、脱原発については一致しても、避難については “故郷を捨てるのか” という葛藤・対立が生じている」との説明があった。

午後は、バスに分乗して富岡町などを訪問するフィールドワーク。いわき市から、楢葉町、富岡町へと近づくにつれバス内でも放射線量がじわじわ上がっていく。道路周辺に広範囲に積み上げられた汚染土入りのフレコンバッグ（緑色）が目に付く。富岡町に入ると作業関係者以外人気がない。商店街は地震被害当時のまま放置されて無人。レインコートとマスクで一応防護して、短時間下車し側溝等を測定するがそれなりに高いと実感する。夕方は、いわき市内で「反核世界社会フォーラム」の参加者との合流集会に参加。

3 月 25 日：いわき放射能市民測定室「たらちね」訪問

午前中、いわき市内の「たらちね」を訪問。事務局長の鈴木薫さんから設立趣旨と活動の現状報告を受ける。公的資金を一切入れず寄付などで運営を続け、主婦を中心に 10 人のスタッフが働いている。常に市民目線で運営され、ベクレルモニター 4 台（1 台は広島で市民カンパを集め送ったもの）による食料や土の測定とホールボディカウンターによる体内被曝測定が中心。測定結果はすぐに説明して伝える。2015 年からは、草の根レベルで日本唯一といえる「ベータ線」測定設備も完備。子供たちの沖縄での保養プロジェクトも担っている。　午後は、東京へ移動し宿泊先の韓国 YMCA で夕食交流会を持ち、福島の感想などを全員で発言。その後、韓国参加者の部屋で深夜まで討論。

「反核世界社会フォーラム」に合流

3 月 26 日：「原発のない未来へ！ 3.26 全国大集会」と「反核世界社会フォーラム」分科会

午前中は、「原発のない未来へ！ 3.26 全国大集会」（代々木公園）に参加。第 3 ステージではインド・トルコからの参加メンバーが「原発輸出しないで！」とアピール。海外からの参加

3.26 大集会でのデモ

者が「日本での再稼働を止めるだけでなく、原発輸出も止める必要がある！」と生の声で強く訴えたことに意味がある。集会参加者は約 3 万 5 千人。

午後からは、渋谷駅までデモ。「ノー・ニュークス」「再稼働反対」のシュプレヒコールを上げながら歩いた。台湾からの参加メンバーもマイクで「再稼働反対！」（日本語）と力強く叫んでくれた。

夕方には、「反核世界社会フォーラム」分科会として、①映画【サクリファイス】上映と監督の歓迎会、②クライメート・ジャスティスの観点から COP21 交渉と原発再稼働を考える、が開催された。

3 月 27 日：分科会「原発を輸出しないで！ ～アジアの人びとの叫び」

午前中は、分科会「原発を輸出しないで！～アジアの人びとの叫び」で海外参加メンバーが映像を使用 して状況報告。

トルコ：プナール・デミルジャンさん（脱原発プロジェクト）が、トルコは地震国であり、チェルノブイリ原発事故の放射能被害を直接受け、政府による情報隠しの苦い経験もある。トルコ市民は日本からの原発輸出に NO である、と報告。安倍政権は 2013 年にトルコと原子力協定を結び、黒海沿岸のシノップに三菱重工がフランスのアレバと合弁で新型原発を建設・販売予定。それに対する反対運動をシノップ現地から参加したメチン・グルブズさん（シノップ反原発プラットフォーム）が報告。シノップ住民は大きな反対運動を起こし、2015 年 4 月に 3 万人以上が集まり集会・デモを開催し「日本は原発を輸出しないで！」と声を上げた。

インド：ラリター・ラームダースさん（核廃絶と平和のための連合）がインドの核兵器開発の歴史から原発推進の現状までを報告。核兵器保有国のインドに東芝、日立、三菱重工など日本企業が原発輸出することは核兵器増強に加担することであり、安倍政権とモディ政権による日印原子力協定は認められないと強調。現在、ロシアが建設したクダンクラム原発やフランスが建設予定のジャイタプール原発では、激しい反対運動が展開され、死傷者が出るなど激しい弾圧下にある。反対運動現場を記録する写真家のアミルタージ・スティファンさん（反核運動全国連合）は、現地住民が苦しめられる状況を訴えた。

フィリピン：コラソン・ファブロスさん（非核フィリピン連合）が反原発運動の歴史と「バターン原発」（1985 年に完成したが現在も閉鎖中）反対運動を説明。現在バターン原発再開の動きが活発化しているが反対運動も負けていないと長年の活動家フランシスコ・F・ホンラさん（非核バターン運動）が報告。

韓国：イ・ホンソクさん（エネルギー正義行動）が報告。1987 年以降の民主化運動を背景に開始された新規建設や核廃棄物処分場建設に対する力強い反原発運動の歴史と現状を報告。福島原発事故後は、日本同様に原発推進政策を堅持する韓国政府に抗して粘り強く多様な活動を展開。最近ではサムチョクやヨンドクでの住民投票による反対運動が大きな力を発揮している。

台湾：台湾環境保護連盟の 2 名（王俊秀さん、郭金泉さん）が日本語でアピール。台湾では、1987 年の戒厳令解除後に高揚した民主化運動のなかで「第四原発」反対運動が大きな政治課題となり、民進党が「原発反対」を綱領に。特に福島原発事故以降は、幅広い層が参加する全島をあげての原発廃止デモを展開。2014 年には、台北駅前の 8 車線道路を 15 時間占拠し「第四原発」廃止を訴える大行動を敢行。馬英九政権からついに「稼働・工事凍結」を勝ち取った。そして、今年 1 月の総統選・立法院（国会）選挙で民進党が圧勝し、立法院では初めて単独過半数を獲得し、2025 年までの原発全廃が現実味を増した。

続いて、インドの反原発運動を支援する福永正明さんが「日印原子力協定」反対キャンペーンへの参加と協力を訴えた。また、多くの原発訴訟を担ってきた河合弘之弁護士が自作の映画「日本と原発」の宣伝と裁判運動の現状を報告。NNAF 事務局の宇野田陽子さんが最終まとめをし、『原発をとめるアジアの人びと』の英語版制作が進行中と報告。

3 月 28 日：院内集会および外務省・経産省との交渉。

参議院議員会館で院内集会を開き、その後外務省・経済産業省と交渉。インドの 2 人とトルコの 2 人が両方に参加し、「原発輸出反対」を訴えた。また、夕方には「被曝労働者の権利を求める国際連帯シンポジウム」も開催された。

日本の私たちがなすべきことは、原発ゼロを目指し「原発再稼働」も「原発輸出」もストップさせることだと再確認しました。世界の人びとからの疑問、「死と破壊の原因の原発を、なぜインド、トルコなど他の国に売るのですか？」にどう応えるかが問われています。今回知り合ったアジアの仲間たちとの絆を強固にして運動を続けます。

汚染土のフレコンパック

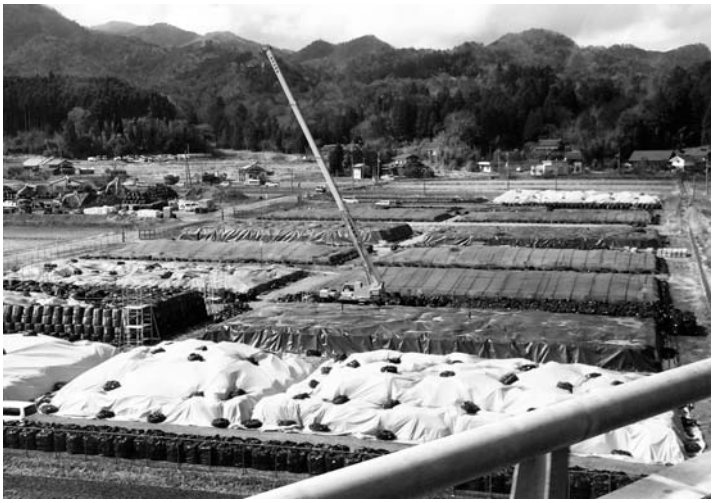

写真は渡田正弘さん

戦争法廃止！　安倍政権退陣　広島の行動

ストップ！戦争法広島実行委員会による初めての 5.3 憲法合同集会　メインゲストは落合恵子さん　大雨の中 2000 人が集まりました。

憲法を守る？　変える？　第九条の会ヒロシマは
今年も市民シール投票を行いました。
　9 条を守る　　467 人(91%)
　9 条を変える　 15 人(3%)
　わからない　　31 人(6%)

戦争法廃止！安倍内閣退陣！
６・５ヒロシマ集会＆デモ

集会とデモに約 1000 人が参加

市民・団体がリレートーク
安保関連法に反対するママの会
広島の寺本佳代弁護士

集会には 5 野党が駆けつけた！
左から三木郁子新社会党広島県委員長、
　壇上正光社民党広島県連合代表、
　森本真治民進党参議院議員、
　ストップ戦争法！広島実行委員会の山田延廣共同代表
　高見篤己共産党参院広島選挙区予定候補、
　生活の党と山本太郎となかまたちの佐藤公治元参院議員

写真情報提供　沢田正さん

6 月 19 日、沖縄の米軍属女性死体遺棄事件に抗議する悲しみと怒りの県民大会に呼応して、広島市でも行動を行いました。
　12 時　　本通り電停街宣
　12 時半　デモ
　13 時半　広島・沖縄を結ぶつどい

4 月から 3 回､岸田外相広島事務所に要請に行きました。

水曜行動　写真提供 岡原美知子さん

●水曜街頭行動､

日時：7/6　8/3　9/7
場所：本通り電停前青山側
内容：チラシ配布・リレートーク
　　・1 億人署名

＊8 月 3 日は　8.14 日本軍「慰安婦」メモリアル・デーとして開催。8.14 は韓国の金学順さんが初めて日本軍「慰安婦」被害者として名乗り出た日。毎年メモリアル・デーとして世界でアクションを起こしています。

◆戦前・戦後 沖縄が受ける軍事的性暴力を問う 講演会 予定

9 月 17 日（土）14：00 ～ 16：40　広島市留学生会館ホール
講師：**川田文子**さん（ノンフィクション作家
　　・日本の戦争責任資料センター共同代表）
沖縄の「慰安婦」証言と米軍性暴力ー渡嘉敷島に連行された裴奉奇（ペ・ぽんぎ）さんの人生と戦後も続く軍事的性暴力
参加費：1,000 円（学生無料）

▼パネル展も開催　　軍隊は女性を守らない―沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力（制作：wam　2012 年）
9 月 13 日（火）～ 23 日（金）12 時まで　（19 日休館）
　広島市留学生会館 1F ラウンジ　入場料：無料
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
共催：広島・沖縄をむすぶつどい
　　沖縄・辺野古に新基地を作らせない広島実行委員会
★お問い合わせください：090-3632-1410（土井）

活動報告　（第九条の会ヒロシマほかネットワーク､実行委員会など関連団体行事含む）

4.26 キャンドル集会　写真 溝田一成さん

6.11 伊方原発再稼働反対のデモ

写真　新田秀樹さん

伊方原発ゲート前集会　斉間淳子さん

4 月 12 日（火）	ストップ！戦争法広島実行委員会世話人会　　広島弁護士会館
16 日（土）	映画「ザ・思いやり」上映会　西区民文化センター（西部住民の会）
	尾道講演会「安保法制によって日本はどうなる」青井美帆さん、柳沢協二さん
	福山講演会「「ナチス＝ドイツと日本の現在ー危険な緊急事態条項を読み解く」
19 日（火）	ストップ！戦争法実行委員会街宣　本通り、八丁堀　ほか県内各地
	ストップ！戦争法広島実行委員会世話人会　広島弁護士会館
20 日（水）	上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動
23 日（土）	教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま総会・学習会　中央公民館
24 日（日）	今中講演会　上関原発止めよう！広島ネット　広島市民交流プラザ５F
26 日（火）	チェルノブイリ原発事故を忘れないキャンドルの集い（中国電力本社前）
28 日（木）	4.28 沖縄屈辱の日集会　　18：30 ～ 20：30
29 日（金）	第九条の会ヒロシマ世話人会　広島国際会議場３F 研修室 13：30 ～
5 月　1 日（日）	ストップ！戦争法広島実行委員会 5.3 憲法集会準備会 13 時～　JCJ
3 日（火）	9 条を守る、変える市民シール投票 10：30 ～ 11：30 原爆ドーム前
	アベ政治を許さないｽﾀﾝﾃﾞｨﾝｸ本通り電停前（広９条＋秘密法ネット）
	平和と命と人権を！ヒロシマ憲法集会 13 時～ 14 時半ハノーバー庭園
	憲法ミュージカル　県民文化センター　15 時～ 17 時
4 日（水）	日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣　本通電停前　12 時 ~　岸田外相広島事務所訪問
5 日（木）	岩国基地開放デー　チラシ配布　10 時～　岩国基地ゲート前　ピースリンクほか
13 日（金）	第九条の会ヒロシマ世話人会②　広島国際会議場３F 研修室　13：30 ～
15 日（日）	日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク講演会　留学生会館　15：00 ～
18 日（水）	上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動 12：00 ～ 13：00
	ストップ！戦争法広島実行委員会世話人会　18 時 30 分～　広島弁護士会館
19 日（木）	ストップ戦争法実行委員会街宣 17：30 ～ 18：30　本通り、八丁堀ほか
21 日（土）	許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会 in 札幌　～ 22 日
	田中利幸講演会　オバマ訪　市民交流プラザ
22 日（日）	核兵器廃絶をめざすヒロシマの会総会・講演会　大瀧滋さん
30 日（月）	ストップ！戦争法広島実行委員会世話人会　18 時 30 分～　広島弁護士会館
6 月　1 日（水）	日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣本通電停前　＆岸田外相広島事務所
5 日（日）	戦争法廃止！　安倍政権退陣！　ヒロシマ集会　原爆ドーム前 & デモ
6 日（月）	第九条の会ヒロシマ世話人会③　国際会議場３F 研　13：30 ～ 16：00
11 日（土）	伊方原発再稼働反対広島集会　湯浅一郎さん　16：30 ～ 19：00　広島平和記念資料館会議室２
	伊方原発再稼働反対ゲート前集会
13 日（月）	伊方原発再稼働反対広島県へ要請行動
14 日（火）	第九条の会ヒロシマ 6.26 新聞意見広告名簿整理①世話人会④12：30 ～ 17：30 ゆいぽーと
15 日（水）	第九条の会ヒロシマ 6.26 新聞意見広告名簿整理②世話人会⑤13：30 ～ 16：00 国際会議場
	上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動 12：00 ～ 13：00
19 日（日）	沖縄県民集会に連帯する街宣とデモ（沖縄・辺野古に新基地はいらない広島実 憲法ﾐｭｰｼﾞｶﾙ）
	広島と沖縄を結ぶつどい　広島 YMCA　13：30 ～ 15：00
	ストップ戦争法実行委員会街宣 14：00 ～ 15：00　本通り、八丁堀ほか
21 日（火）	第九条の会ヒロシマ世話人会⑥　新聞意見広告校正
23 日（木）	第九条の会ヒロシマ世話人会⑦　新聞意見広告校正　最終稿広告社へ
26 日（日）	2016 新聞意見広告６月中国新聞に掲載　６月「戦争法廃止を約束する議員を選ぼう」
28 日（火）	中国電力株主総会　中電前行動　８時半～ 12 時　脱原発へ！中国電力株主行動の会報告
30 日（金）	発送作業　　会報 90 号発送　広島市民交流プラザ会議室 AB　11：00 ～ 17：00

憲法の入門書
檻は憲法
ライオンは権力

棟大樹著
かもがわ出版

お知らせ

◆シンポジウム「憲法を護ろう－立憲主義、そして自由の危機」
7月2日（土）13：00 ～ 17：00 広島国際会議場フェニックスホール
講師：山口二郎（法政大学教授　立憲デモクラシーの会共同代表）
西山太吉（元毎日新聞記者）　参加費：無料
主催：広島弁護士会　連絡：082-228-0230

◆シンポジウム　オバマ広島訪問を検証する
7月3日（日）13 時半～ 16 時半　広島平和記念資料館会議室１
パネリスト　川崎哲（ピースボート共同代表）
森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表）
髙橋博子（明治学院大学国際平和研究所研究員）
田村順玄（岩国市議、リムピース共同代表）
儀保唯（広島弁護士会）
問題提起　浅川泰生（広島ジャーナリスト編集者）
参加費：999 円　学生、障がい者無料
主催：日本ジャーナリスト会議広島支部 090-7307-1862（沢田）

◆隣人と共に生きる～多文化共生を目指して～広島市の取組み
7月10日（日）15 時～16 時 30 分　広島流川教会２階
講師：大久保忠之さん（広島市民局人権啓発課多文化共生担当）
主催：外国人住民との共生を実現する広島者連絡協議会
連絡先：082-234-0798（中江：在日大韓基督教会広島教会）

◆伊方原発再稼働反対！ゲート前、海上１１行動
7月11日（月）10：00 ～ 12：00 伊方原発正門前、及び海上
主催：八幡浜・原発から子どもを守る女の会（ゲート前）
ピースリンク広島・呉・岩国 090-3373-5083（海上行動、新田）

◆みんなで止めよう伊方原発７・２４全国集会
7月24日（日）13：30 ～　伊方原発ビジターハウス近く
ゲスト：鎌田慧、山城博治、他（予定）
主催：伊方原発再稼働阻止実行委　連絡：090-1791-1105（八木）

◆上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本店前行動
7月20日、8月17日　予定
11：55 ～ 13：00　中国電力本社前（広島市中区小町 4-33）

◆考えよう原子力空母ロナルド・レーガンとヒロシマ・イワクニ・ヨコスカ
8月20日（土）13:30 ～ 16:30　廿日市商工保健会館４階
講師：呉東正彦さん（原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会　共同代表）
参加費：800 円
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
連絡先：0829－31－3356（事務局）　手話、託児（要連絡）

◆海兵隊撤退！ 9.7 沖縄戦降伏調印の日に考える（仮題）
9月11日（日）13：30 ～ 16：30　市民交流プラザ　６F
講師：屋良朝博（フリーランスライター、元沖縄タイムス論説委員）
参加費：1,000 円　（障がい者　学生以下無料）
主催：沖縄・辺野古に新基地をつくらせない広島実行委員会
連絡先：090-3373-5083（新田秀樹）

◆ 8・6 ヒロシマ平和へのつどい 2016
日米軍事同盟、核・原子力推進、壊憲　－　私たちはどう対峙すべきか

8月5日（金）午後５時～７時半
広島市まちづくり交流プラザ北棟５階研修室ＡＢＣ
記念講演：佐高　信（評論家、『週刊金曜日』編集委員）
主　催：9.6 ヒロシマ平和へのつどい 2016 実行委員会（代表／田中利幸）
連絡先：090-4740-4608（久野）賛同金一口 1,000 円　参加費 1,000 円
郵便振替：01320－6－7576「8・6 つどい」
http://www.d6.dion.ne.jp/~knaruaki/tudoi/tudoi.html
▼関連企画
8月6日（土）
7：00 ～「市民による平和宣言」「8.6 新聞意見広告」配布（原爆ドーム前）
7：45 ～ グラウンド・ゼロのつどい（原爆ドーム前）
8：15 ～ 追悼のダイ・イン（原爆ドーム前）
8：30 ～「8・6 広島デモ　原発も核兵器もない世界を」（～中電本社）
9：30 ～ 10：30 中国電力本社前・脱原発座り込み行動
▼フィールドワーク（詳細は別紙）
8月5日（金）
9：30 ～ 13：00 原民喜の「夏の花」を歩く
13：00 ～ 17：00 米軍岩国基地 / 錦帯橋バスツアー
8月6日（土）
12：00 ～ 16：30 ヒロシマ・スタディ・ツアー 2016
「広島湾の戦争遺跡と軍事施設を巡る」

◆武藤類子講演会
7月16日（土）14:00 ～ 16:00　十日市コミュニティセンター
三次市十日市南１丁目３－１８
参加費：1000 円　18 歳以下無料
主催・さよなら原発みよしの会
連絡先・090-2290-5428（菅野）託児あり（要予約）

◆広島県北「戦争法制」反対行動
毎週、日曜日 17：00 ～　ゆめマート前（キリリ近く）
問合せ：080-5233-3429（小武）

◆『不思議なクニの憲法』上映会
7月30日（土）13：30 ～福山市民参画センター４階会議室２
上映＆座談会ドキュメンタリー映画
資料代：1,000 円　（2016 年, 松井久子監督, 2：02）
主催：市民運動交流センター（ふくやま）　084-924-4435

◆福山 19 日行動
7月19日（火）17：30 ～　福山駅前釣り人の像前
主催：「STOP ！『戦争への道』福山総がかり行動」
連絡先：084-924-4435　市民運動交流センター（ふくやま）

◆広島市 19 日行動 17：30 ～広島本通り電停前、八丁堀、ほか
主催：ストップ！戦争法広島実行委員会
3 の日行動 12：30 ～本通り電停前　安倍政治を許さないスタンディング
主催：広島県９条の会ネットワーク、秘密保護法ネットワーク広島

◇◆◇

事務局から

意見広告賛同金、会費・カンパをよろしくお願いします (._.)

・意見広告にご賛同くださった 2000 人の皆さま、会費・カンパを送ってくださった皆さま、心から感謝致します。

・2016 年 2 回目の意見広告を 8 月 6 日に掲載いたします。さらに 1000 人の方々にご賛同いただき、3000 人を目標にしています。ご支援、ご協力、よろしくお願いいたします。

・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。気をつけておりますが、間違いがありましたら、遠慮なくご連絡ください。2 回目の 8・6 新聞意見広告が掲載できますよう、よろしくお願いいたします。

後記

・写真を提供してくださった沢田さん、戸村さん、新田さん、中谷さん、溝田さん、岡原さん、渡田さん、岸さん、いつも有難うございます。今号も活動する人たちの力作ばかり。読んで感想をお寄せください。

・最大核保有国の大統領が来るのだから核兵器廃絶の一歩と信じる人、とりわけ被爆者には、オバマの謝罪なき広島訪問は許せないと言い難い。でも日本政府への怒りは共有できる。そこから分かり合えば…

・2 回の意見広告は無謀？　他にしなきゃもいっぱいだし。でもここで止めたら？　それに賛同してくださる皆さんに申し訳ないじゃん。

・90 代半ばを越えた親、生きててくれて有難う。でも入院なんかするとこちらも疲れてくる。でも私だけじゃなくて世話人や周りのみんなも大変みたい。そんな中で赤ちゃんの声は嬉しい。彼らのためにも！